

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

山 口 博 教

はじめに

- I. 企業集中と独占委員会
 - II. 独占委員会の調査事例——1970 年代
 - III. 1980 年代の大規模企業集中——ダイムラー・ベンツ／ドイツ銀行の買収戦略
- 小 括

1. はじめに

1985 年は、西ドイツの企業集中史の中で画期的な年であった。それは、ダイムラー・ベンツ社による、一連の企業の吸収と大型合併が押し進められた年であったからである。すなわち同社は、年末に AEG-テレフンケン社の買収に乗り出すことで、一応の合併目標を成し遂げ、一躍西ドイツの筆頭企業に躍り上がったのであった。

しかし、この合併は、売上高・利益額という財務上の数量変化にとどまらない、一大変化を西ドイツ巨大企業体制へもたらすこととなった。

まず第一に、この大型合併そのものが、コングロマリット型の結合であったことが挙げられる。すなわち、自動車メーカーが、他の産業部門の企業を結合する多角化合併であった。その際、ダイムラー・ベンツ社の狙いが高度情報技術を装備し、航空・宇宙部門を含む総合的運輸機器メーカーへの転進を図ることにあることは言うまでもない。

第二に、この合併は、ダイムラー・ベンツ社と同社のハウス・バンク（メインバンクと幹事証券会社を兼ねる金融機関）であるドイツ銀行との共同戦略の下で行なわれたことが重要である。ちなみに、AEG-テレフンケン社は、かつてはドレスデン銀行がハウス・バンクをしていた。

この意味で、これは同時に、企業／銀行間グループの再編劇でもあったのである。

第三に、この背後には、ドイツ銀行の西ドイツ産業構造再編（リストラクチャリング）計画があったことである。この計画は、ニュー・メディア、原子力等、他の産業部門にも波及する壮大なものである。ドイツ銀行は、1980 年代初頭からこの計画を持ち実行してきており、この面で総合証券業務の能力を国内で十二分に果しているといえよう。

ここで、この買収劇に至る 1980 年代の西ドイツ経済を簡単に振り返っておこう。

つい6、7 年前の1980 年代初頭には、一部の超優良企業を除き、大部分の企業は、1979 年の第 2 次石油危機のため不況の波をかぶっていた。その上、日本からの自動車、ビデオ商品を中心とする輸入攻勢を受けていたのである。失業者並びに外国人労働者が一大社会問題の対象となつたのもこの時である。

以上の事態の中で 1982 年に「ヨーロッパ経済史上最大の倒産劇」と呼ばれる AEG—テレフンケン社の和議申請事件が生じたのである。しかし、その一方で日米へ技術的にキャッチ・アップする努力がドイツ銀行を中心として続けられていたことは見逃されてはならない。

同時に、不況から景気上昇への転回の契機の一つとして、政治的舞台での転換がもたらされた。すなわち、'83 年 3 月の総選挙で、社会民主党／自由民主党の連立政権から、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟／自由民主党の連立政権の交代が行なわれた。シュミット政権からコール首相への交代は、西ドイツにおけるレーガン政策の部分導入となつた。すなわち企業に対する補助金の削減、集中・合併規則の緩和である。

さらに以上の政策転換と歩調を合わせるかのように、株式市場に活況がもたらされた。とりわけ 1984／'85 年にかけては、「空前のブーム」が始まる。しかもこの中でハイテク・ベンチャー企業が、南部の諸州を中心として育成され始める。北部州にもニクスドルフ社のように新規株式上場を果す企業も生じた。'80 年代に入ってからのコングロマリット結合の増加の背後にこのような事態が進行していたことも見逃せない。

ところで、以上の企業集中の増加に、西ドイツの経済政策当局は如何に対応したのであろうか。まず、冒頭の大型買収については、連邦カル

テル庁は、あっさり許可を与えている。ここには、国内の不況対策、そして何よりも国際競争力を重視する姿勢がみてとれる。

しかし、1976年以来、鑑定報告書を出している独占委員会の立場は、これと異なったものであった。同委員会は、今回の大型コングロマリット合併に対し、既存の競争制限禁止法（GWB）がいかに無力であるかについて、警告を発した。そして、'76年報告書で注意を喚起した、銀行の企業持株制減を'86年報告で再び主張し始めたのである。

すでに同委員会は、水平、垂直結合については、諸産業部門の調査を行ないその結果をその都度公表してきた。しかもこれがGWBの改正に結びつくという成果をも収めている。しかし、コングロマリット結合については、調査・規制の両面でいまだ十分手がつけられている状態はない。この合併でその必要性が急速に高められてきており、いずれその成果が公表されよう。

本章では、西ドイツの主として1970年代以降の企業集中の状態と、独占委員会の果たしている役割を浮き彫りにしていきたい。

ただし、独占委員会の調査報告活動の全体を追うことは、小稿では不可能である。このため、企業集中形態・性格に重点をおき、特定の産業部門での問題に絞っていくことをあらかじめ断っておきたい。

I 企業集中と独占委員会

(1) 独占委員会とその報告書

独占委員会は、1973年のGWBの第2次改正により、同法に基づき設置をみた委員会である。同委員会の設置目的、設立経過、性格付け、業務、人事構成等については、すでに多くの紹介がなされている。⁽¹⁾ここでは、本章の課題との関連で必要な限り触れておくこととしたい。⁽²⁾

- ・設置目的——企業集中状況と法律運用についての定期的鑑定。
- ・委員——経済・経営・社会政策・技術・経済法上の学術・実務経験者の5名から構成。
- ・課題——企業集中状況・展開についての判断とGWBの運用についての評価を下すこと。また、法律の規定の必要な変更点を独自の見解をもって示すこと。

- ・業務——隔年 7 月末に主要鑑定報告書を刊行する。またそれ以外にも特別鑑定書を刊行する。委員会はこの鑑定報告書を連邦政府に提出し、公開する。(これに対し、連邦政府は意見表明を行ない、必要な場合には、連邦大蔵大臣は独占委員会の専門的見解を考慮に入れなければならない。)
- ・人事——委員は、連邦政府の提案により連邦大統領によって任命される。(任期は 4 年、一人づつ交代し、再任もありうる)。委員長は、委員会で互選される。

ちなみに初代委員長は、ビーレフェルト大学教授 E. J. メストメッカー (1973—'78, 法学) である。二代目は、ハンブルク大学教授 E. カンツェンバッハ (1979—'86, 経済学), 三代目はゲッティンゲン大学教授 U. イメンゲ (1987—法学) である。

次に、同委員会の主要鑑定報告書の概略をみておこう。各々の報告書には、⁽³⁾ タイトルが付されている。

- ・主要報告書 I, 1973 / 1975, 「競争強化の可能性」, 1976 年。
- ・主要報告書 II, 1976 / 1977, 「大企業における集中の進展」, 1978 年。
- ・主要報告書 III, 1978 / 1979, 「優先されるべき合併規制」, 1980 年。
- ・主要報告書 IV, 1980 / 1981, 「集中調査の前進」, 1982 年。
- ・主要報告書 V, 1982 / 1983, 「法律適用に際しての経済的尺度」, 1984 年。
- ・主要報告書 VI, 1984 / 1985, 「企業拡張に伴う経済的機会と危険」, 1986 年。

各報告書の冒頭には、各々の報告内容の概括が載せられている。これは、年次により多少の遅いはあれ、内容的にはほぼ三部分から構成されている。

まず第一に、委任された業務課題とその遂行状況についての解説。次には、特定問題毎の継続プロジェクトの課題とその中間的取りまとめ。最後に、以上の諸課題についての調査結果の概略が記載される。

このうち、最後の調査結果については、主要報告の中核をなしていて、本論部分で詳細な説明が与えられている。そしてそれは、どの年次でも取り上げられる課題と、それ以外のものとに大別することができる。

まず前者であるが、第一に産業部門別の集中状況についての課題があ

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

る。(報告書I～VI, ただし、報告書IV以降は、製造業商品別供給集中と製造部門集中とに分化した)。第二に、大企業集中状況、第三には、市場支配企業に対する(独占力)濫用防止規定の適用と結合規制についての報告である。

後者の課題としては、産業部門別のそれと特定問題別のものが含まれる。産業部門別としては、銀行部門の集中状況(報告書I及びII), エネルギー部門の集中状況(報告書I), 新聞・雑誌部門(報告書II, III, IV, V), 石油・石油化学部門の垂直統合(報告書IV), ニュース・メディア部門(報告書V, VI)などである。

特定課題として取り上げられたのは以下の通りである。集中と景気循環(報告書II及びVI), パテントと集中(報告書I及びII), 欧州レベルでの結合規制(報告書III), カルテル解体(報告書III), 集中の原因(報告書IV), 労働組合と集中(報告書IV), 多角的合併(報告書V), 民間及び国家介入による競争制限(報告書VI), 企業規模と集中(報告書VI)などである。

なお、以上の設定課題の遂行、調査に当たっては、西ドイツ国内の関連省庁及び研究機関と連絡が取られ、資料その他の援助を仰いでいる。とりわけほぼ全課題について、連邦カルテル庁、連邦統計庁の資料が利用に供されている。また個別課題では、連邦経済省、連邦信用制度監督庁、連邦産業庁、特許庁、連邦労働施設などの諸官庁との懇談も行なわれている。さらに、ベルリン経済研究所D I W, ミュンヘン経済研究所I F Oなどへ、資料の分析、専門的鑑定を依頼している他、民間の業界団体へのインタビュー、アンケート調査も合わせて行なっている。

特に個別課題については、特別鑑定報告書、及び、委任された個人名での報告として刊行されているものもある。

(2) 企業集中と競争制限禁止法(G W B)

企業集中の形態・種類と競争制限禁止法とは、相互に緊密な関係にある。

まず、連邦カルテル庁の年次報告書にもとづくその数量統計値をみていくことしたい。

ただし結合総数の中には、持分取得、資産取得、共同企業への出資等の種類が含まれている。

第1表 GWBで報告を義務付けられた西ドイツにおける企業結合分類 1)

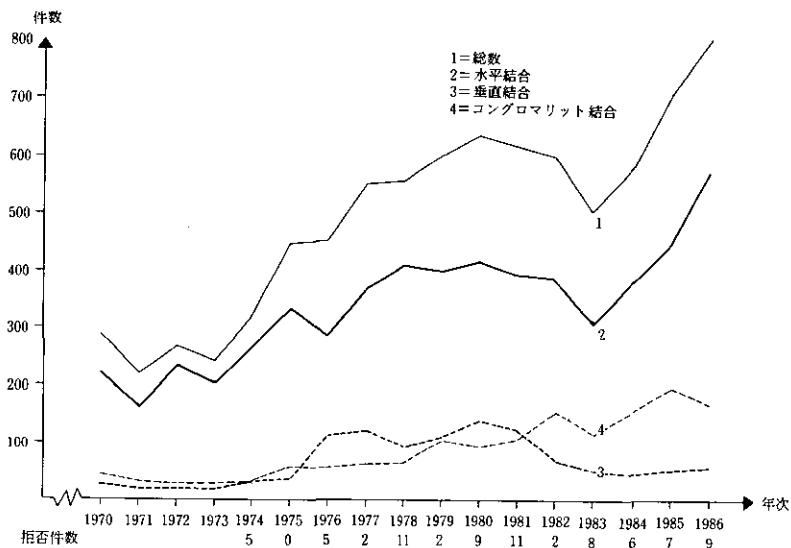
種類	水 平						垂 直		コングロマリット		総 計 2)	
	生産物拡大を伴う		生産物拡大を伴わない		小計 2)							
年次	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
1970	138	47.4	79	27.1	217	74.6	27	9.3	47	16.2	291	100.0
1971	116	53.0	51	23.3	167	76.3	19	8.7	33	15.1	219	100.0
1972	170	63.7	48	18.0	218	81.6	21	7.9	28	10.5	267	100.0
1973	148	60.9	48	19.8	196	80.7	19	7.8	28	11.5	243	100.0
1974	163	51.3	72	22.6	235	73.9	50	15.7	33	10.4	318	100.0
1975	264	58.9	72	16.1	336	75.0	53	11.8	59	13.2	448	100.0
1976	215	47.5	68	15.0	283	62.5	113	24.9	57	12.6	453	100.0
1977	274	49.5	93	16.8	367	66.2	122	22.0	65	11.7	554	100.0
1978	280	50.2	116	20.8	396	71.0	93	16.7	69	12.4	558	100.0
1979	273	45.3	113	18.8	386	64.1	111	18.4	105	17.4	602	100.0
1980	226	35.6	175	27.6	401	63.1	140	22.0	94	14.8	635	100.0
1981	283	45.8	104	16.8	387	62.6	124	20.1	107	17.3	618	100.0
1982	307	50.9	69	11.4	376	62.4	73	12.1	154	25.5	603	100.0
1983	264	52.2	71	14.0	335	66.2	53	10.5	118	23.3	506	100.0
1984	305	53.0	72	12.5	377	65.6	64	11.1	134	23.3	575	100.0
1985	347	48.9	102	14.4	449	63.3	77	10.7	183	25.8	709	100.0
1986	469	58.5	102	12.7	571	71.1	74	9.2	157	19.6	802	100.0

1) 企業集中の時系列比較のため、連邦カルテル庁は、1973年のGWB第2次改正により報告を義務付けられた企業結合について、1970年から1973年の期間のものを、報告その他の資料から審査した。

2) 百分比は4捨5入のため必ずしも合計100とはならない。
Hauptgutachten der Monopolkommission, V, 1982/1983, S. 213; Deutscher Bundestag, Drucksache 10/3550, S. 131; dieser, Drucksache 11/554, S. 119.

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第1図 GWBで報告を義務付けられた西ドイツの
1970年から1983年までの企業結合



Ebenda, S.214及び
第1表をもとに作製
したもの

第2表 結合種類別企業結合数

	1985	1986	1973～1986
資産取得	159	172	1,776
持分取得	372	430	3,532
共同企業(含新設)	153	174	1,793
契約的拘束	11	11	176
役員派遣	14	14	100
合計	709	802	7,388

Deutsche Bundestag, Drucksache 11/554, S.119.

このため、この数値がただちに合併数とは同一にはならない。

しかしこの点を念頭に置いた上で結合種類別数値から、いくつかの特徴点を挙げることができよう。(1973 年以来、連邦カルテル庁への結合申請の表示方法が変更された。それまでの「大規模結合」から、「種類別結合」という具合である)。

まず、企業集中・結合が増加したのは、二回の石油価格高騰の後である(とりわけ 1974, '75 年)。また 1977 年から'78 年及び'83 年以降の景気回復の時期である。

さらに結合種類でみた場合には次の特徴が示される。すなわち、1983 年に低下しているものの水平結合が全体の 7 割近くを占めていること、これに対し、垂直結合は、'75 年以降活発化し'81 年まで 2 割台まで伸びたものの、それ以後は低下傾向にあること。また、それに代わって'81 年以降には、コングロマリット型結合が台頭し、集中全体の約四分の一を占めるにいたっていることである。

以上の結合・集中の変化の背景には、経済事情の他に、競争制限禁止法自体の変化の問題が潜んでいる。というのは、1957 年に制定された G WB は、'65 年、'73 年、'76 年、'80 年の計 4 回に渡り改正の手が加えられてきている。

GWB の規制対象は、1973 年の第 2 次改正以来、主として企業の「市場支配的地位」と呼ばれる場合であった。すなわち、市場における独占・寡占の存在、あるいは競争の非存在のケースである。以上の場合には、企業結合あるいはその計画が、連邦カルテル庁の審議にもとづき拒否されうるのである。

ただし、報告義務が生じる場合は次の基準を上回るケースに限られていた。すなわち、結合結果が 20 % 以上の市場占拠率、1 万人以上の従業員数、5 億 DM の売上高を伴うケースである。⁽⁴⁾ しかも、被取得企業の売上高が 5 千万 DM 未満の場合には、結合禁止規定の適用が除外されたのである。

このため、1980 年の第 4 次GWB 改正にいたるまで、大企業(年間売上高総額 20 億 DM)による 5 千万 DM 以下の小企業に対する垂直合併が盛んとなつた。⁽⁵⁾ '80 年改正では、これらの垂直合併及びコングロマリット結合も規制の対象に加えるため、新たな規制が組み込まれることとな

（6）
った。

この結果、ともかく大企業による小企業の垂直合併には一応の歯止めがかけられたことは、先にみた通りである。しかし、コングロマリット結合についての調査は十分ではなく、規制も効果的に行なわれているとは言いかたい。主要報告書の I, II, III で、その重要性が指摘され、IV での石油／石油化学業での垂直結合調査の発表に続いて、V で初めて、多角化合併についての判断が行なわれるのにとどまった。

なお、GWB には適用除外規定があることを見逃すわけにはいかない。それは、「全経済に与える利益」あるいは「重大な公共の利益」の名目の下で、連邦経済大臣が特別許可を下す場合である。さらに、同法がまったく、適用されない業種もある。（交通・運輸、農林、銀行・保険、著作権協会、電気・ガス、水道の 5 部門）。

先にみた 1980 年代以降の結合・集中運動、大型合併は、以上のような同法の抜け穴が大いに利用されているといえる。しかし、この点に入る前に、独占委員会の調査事例をみておくことにする。

ただし、本章では同委員会の報告を全体に渡って取り上げることはできない。このため、企業結合種類との関連で次の二つの分野の紹介にとどめる。第一に、エネルギー分野での水平結合、第二に、石油／石油化学業での垂直結合である。'80 年代の大型コングロマリット結合については、節を改めて触れていくことにする。

〔注〕

- (1) 森本慈、「西ドイツの独占委員会—Momopolko—mmission—」、「企業法の研究」、大隅健一郎先生古稀記念、有斐閣、1977 年所収。

エルンスト・J・メストメッカー（河本一郎訳）、「西ドイツにおける独占委員会の職務とこれまでの活動」、「国際商事法務」、Vol. 5 - 97 (1977), 3 - 13 ページ；関英昭、「西ドイツ独占委員会の最近の動向」、「公正取引」、No.324, 1977.10, 16 - 21 ページ。

伊從實編、「日本企業と外国独禁法」（日経新聞社、1986 年）、第 5 章 西ドイツ（鈴木孝之）、186 ページ。

- (2) Monopolkommission, Mehr Wettbewerb ist möglich : Hauptgutachten der Monopolkommission ; Hauptgutachten 1973/1975,

(Hauptgutachten der Monopolkommission ; I)

Baden-Baden, 1976, S. 553—555.

なお、1970 年代以前の企業集中については、以下の調査報告がある。

Bundesamt für gewerbliche Wirtschaft, Bericht über das Ergebnis einer Untersuchung der Konzentration in der Wirtschaft, (Konzentrationsenquête), 1964；犬飼欽也、「西ドイツにおける産業集中」(1), (2), 「証券経済」, 95 号, 101 号, 1967 年, 1968 年。

(3) 以下、独占委員会の主要鑑定報告 II 以降を挙げる。

- Fortschreitende Konzentration bei Großunternehmen : Hauptgutachten 1976 / 1977 (Hauptgutachten der Monopolkommission ; II), 1978.
- Fusionskontrolle bleibt vorrangig : Hauptgutachten 1978 / 1979 (Hauptgutachten der Monopolkommission ; III), 1980.
- Fortschritte bei der Konzentrationserfassung : Hauptgutachten 1980 / 1981 (Hauptgutachten der Monopolkommission ; IV), 1982.
- Ökonomische Kriterien für die Rechtsanwendung : Hauptgutachten 1982 / 1983 (Hauptgutachten der Monopolkommission ; V), 1984.
- Gesamtwirtschaftliche Chancen und Risiken wachsender Unternehmensgrößen : Hauptgutachten 1984 / 1985 (Hauptgutachten der Monopolkommission ; VI), 1986.

- (4) 鈴木孝之, 「西ドイツ競争制限禁止法の論理(六)」, 「公正取引」, №389-'83.3, 50—51 ページ。伊従實編, 前掲書, 175 ページ。
- (5) 関英昭, 「西ドイツにおける結合規制の強化(1)—第四次競争制限禁止法改正法を中心として—」, 「公正取引」, №359-'80.9, 24 ページ。
- (6) E. J. メストメッカ (小原喜雄訳), 「西ドイツにおける企業結合規制」, 「国際商事法務」, Vo. 1.9 (1981), 619—620 ページ; ヘルベルト・ザウター, 「西ドイツにおける独占禁止政策と独占禁止法の新しい展開」, 「公正取引」, №364-'81.2, 6 ページ。
- (7) 鈴木孝之, 「西ドイツ競争制限禁止法の理論(八)」, 「公正取引」, №392-'83.6, 64—65 ページ; 「同上(九)」, 「公正取引」, №393-'83.7, 51 ページ。

II 独占委員会の調査事例—1970年代

(1) 水平結合（エネルギー産業部門）

この部門は、いくつかの特徴を伴う重要産業である。それは第一に、独占委員会の調査が行なわれた1974年時点では、製造業部門売上高全体の14%，及び総投資額全体の27%という数値に表われている。第二に、世界市場（OPEC諸国）との諸関係が決定的といえるほどの重要性をもっている。第三に、西ドイツの石油企業が国際（西欧）市場で果す役割が小さい。しかし、第四に、この部門での集中状況には、近年弱められたとはいえない。逆に、1974年には連邦カルテル庁の拒否にもかかわらず、連邦経済大臣の指導により、合同鉱山会社V E B A⁽¹⁾（Veba）社とゲルゼンベルク社の合併が行なわれ、集中は一層進行した。

以上のことから、独占委員会は、主要報告書Iにおいて、調査結果の発表とともに、この分野における競争強化の提案をしたのである。すなわちエネルギー確保のためのエネルギーの代替性、効率性の促進についての提案である。

本節では以上のことを念頭に入れ、この分野の企業集中状況を概観する。

まず、西ドイツのエネルギー消費の内訳を示す第三表から、エネルギー源をみると次のことがわかる。すなわち従来石炭中心であったものが、1960年以降、だいに石油を軸として多様化してくることである。1985年の推計値では、石油以外では、石炭・天然ガス・原子力の比重がほぼ同程度となっている。

このうち、石炭及び褐炭業界では、各々1社（ルールコーア、ブラウンコーア）が全採炭量の7～8割を占める寡占構造が形成されている。しかも、ルールコーアの持株を示す第2図から、この部門が単に水平結合下にあるのみならず、石油、鉄鋼メーカーとの垂直結合をも同時に果たしていることが判明する。

次に石油・天然ガス部門を、コンツェルン売上高を基準とし、かつ次の4大グループに分類すると以下の如くなる。⁽³⁾

(1) 国際コンツェルン西ドイツ子会社、市場シェア約50%

(2) 西ドイツ企業、同約20%（このうち13%強がVeba社の比率）

第 3 表

西ドイツの主要エネルギー消費量(100万トン), 1980年と1985年は連邦政府の予測値

資料: エネルギーバランス研究所; 石炭・鉄鋼統計; 石油経済連盟 A E V, ハンブルク; 連邦政府エネルギー・プログラム第1次集計書, エネルギー, 鉱山・石油, 化学年鑑, 1975年, エッセン。

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985
石炭	98.7	131.5	128.4	114.4	96.8	66.6	82	79
褐炭	20.7	27.3	29.2	30.0	30.6	34.5	35	38
石油 ¹	6.3	15.5	44.4	108.0	178.9	180.0	221	245
天然ガス	0.1	0.6	0.9	3.5	18.3	47.6	87	101
原子力	—	—	—	0.04	2.1	7.0	40	81
水力 ²	6.2	6.1	6.6	6.8	8.4	7.9	10	11
その他 ³	3.5	2.4	2.0	1.8	1.7	1.6		
計 4	135.5	183.4	211.5	264.6	336.8	345.2	475	555

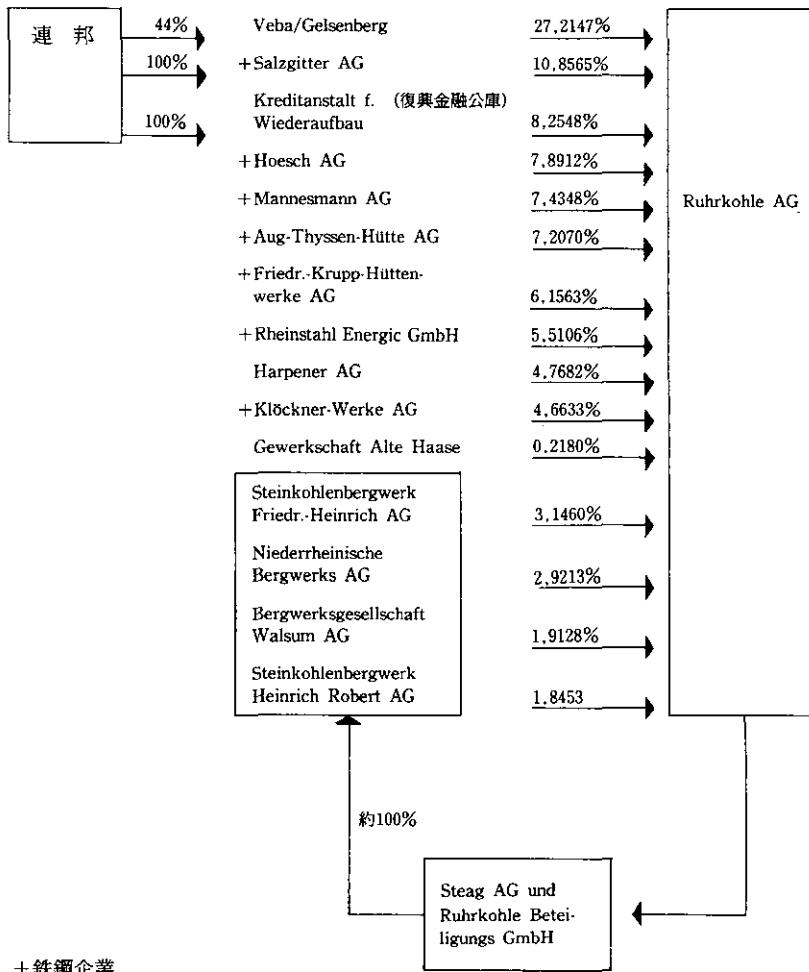
1. 鉱油ガス, 天然ガス, 坑内ガス, 下水ガス, コーカスガス, 鉱油ガスは70年で98%を占める。
2. 電力対外貿易を含む。
3. 燃料材, 燃料泥炭, 塵芥物, 汚泥
4. 四捨五入してある。

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985
石炭	72.8	71.1	60.7	43.3	28.8	19.3	17	14
褐炭	15.2	14.9	13.8	11.3	9.1	10.0	7	7
石油	4.7	8.5	21.0	40.8	53.1	52.2	47	44
天然ガス	0.1	0.3	0.4	1.3	5.4	13.8	18	18
原子力	—	—	—	0.0	0.6	2.0	9	15
水力	4.6	3.3	3.1	2.6	2.5	2.3	2	2
その他	2.6	1.3	1.0	0.7	0.5	0.4		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100

Hauptgutachten der Monopolkommission; I, S.424.

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第2図 ルールコレの株主 鉱業、エネルギー、天然ガス、化学年鑑 1975



Ebenda, S. 350.

第4表 1974年、西ドイツ所在石油企業

資料：アニユアルレポート及び独自調査

グループ ¹	企 業 (1974年)	コンツェルン売上高 ² (100万DM)	順位 ³
(2)	Veba AG ⁴	25,531	1
(1)	Esso AG	10,629	10
(1)	Deutsche Shell AG	10,226	12
-	Aral AG	7,930	25 ⁵
(1)	Deutsche BP AG	6,527	23
(1)	Deutsche Texaco AG	5,946	26
(1)	Mobil Oil AG in Deutschland	3,935	26
(4)	Marquard & Bahls GmbH & Co (Mabanaft)	3,913	53 ⁶
(2)	Wintershall AG	2,349	-
(2)	Union Rhein Braunkohlen Kraftstoff AG (UK-Wesseling)	2,068	-
(3)	Agip AG	1,390	-
(3)	Conoco Mineralöl-GmbH	1,362	-
(3)	Chevron Erdöl Deutschland GmbH	1,199	-
(3)	Deutsche Fina GmbH	1,066	-
(3)	Elf-Mineralöl GmbH	,974	-

1. グループごとの分類。
2. 付加価値税を除く。
3. 100大企業売上高順位。
4. Veba にはゲルゼンベルク分が含まれる。うち石油化学部門の売上高は99億5,950万 DMである。1974年度 Veba 単独では 2 位、ゲルゼンベルクは17位となる。
5. 商事会社のため、売上高に0.75を掛けた数値による順位。

Ebenda, S. 309.

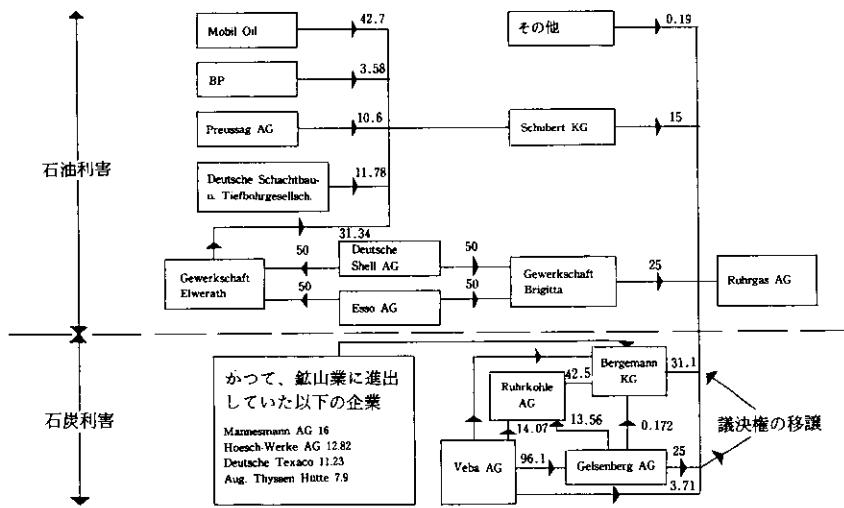
(3) その他の米系及び国有ヨーロッパ企業、同 12~13 %

(4) 西ドイツ独立輸入業者グループ、同 15 %。

以上、西ドイツ諸企業の市場シェアは(2)と(4)の合計でも 35 %にしかならない。さらに、他の指標を取り上げると、その数値は一層低下する。売上高シェアで全体の 21 %パイプライン輸送への資本出資比率でその 19.6 %製精、分野への出資比で約 30 %という具合である。⁽⁴⁾

これは、上流部門程、企業集中が進み国際コンツェルンの市場支配力

第3図 ルールガスへの資本参加



Ebenda, S. 339.

が強いためである。この点は次節で詳細にみる。

また、ガスの製造、遠距離輸送、地域供給についても集中度は高い。製造分野では、外資系のブリギッタ社が、輸送では外資／西ドイツ両系共同会社ルールガスがほぼ半分近くの業務量を押さえている。また最終消費も地域独占 Gebietmonopol 下に組み込まれている。⁽⁵⁾

このためガスの値段は、石油価格に追随し、競争価格からはほど遠い状況下にあると、独占委員会は指摘している。⁽⁶⁾

最後に、電力・原子力部門であるが、ここでも集中は高度の段階に達している。電力では、製造・地域間輸送 überregionale Stromtransport, 地域内供給 regionale Versorgung, 局地供給 lokale Versorgung の三部門間での垂直結合及び水平的地域分割が行なわれている。すなわち、競争の排除と独占の形成である。それは、エネルギー供給に関する、地方自治体と供給企業間で免許契約 Konzessionsvertrag ⁽⁷⁾と納税義務が取り交されることから必然的に生ずる。

第 5 表 連合企業 Verbundunternehmen の出資主体

1) RWE	—過半所有者は、個人、議決権の過半所有者は公共機関（エッセン市、デュッセルドルフ市、トリアー市、シュールハイム／ルール市、ケルン市及び 3 郡）
2) VEW	—エネルギー管理会社（30%コンティガス、30% RWE、25%ドイツ銀行、15%アリアンツ）25.32%；ドルトムント市16.9%，ボーフム市4.4%，ウェストアーレン・リッペ地方行政組合4.32%，その他の地方自治体26.94%，個人22.12%
3) Preußenelektra	—Veba AG.86.5%，フランクフルト市6.8%，ヘッセン州2.7%，その他 4 % Veba AG.がコンソルシウムを管理している。
4) Nordwestdeutsche Kraftwerke (NWK)	—プロイセン電力67.8%
5) HEW	—ハンブルク市73%，個人27%
6) Energieversorgung Schwaben (EVS)	—オーバーシュバーベン電力目的組合43.3%，ヴュルテンベルグ電力連合会18.7%，シュバルツバルドナウ市町村組合13.7%，シュツウットガルト技術ベルケ13.0%，バーデン・ヴェルテベルク州10.4%
7) Badenwerk	—バーデン・ヴェルテンベルク州75%以上，残りは分散所有
8) Bayernwerk	—バイエルン共和国60%，Viag(83.5%は連邦) 40%
9) Berliner Kraft- und Licht (BEWAG)-AG	—ベルリン州52.28%，エレクトロベルケ AG 8.59%，プロイセンエレクトラ 8.59%，分散所有
10) Elektrowerke AG	—Viag100%

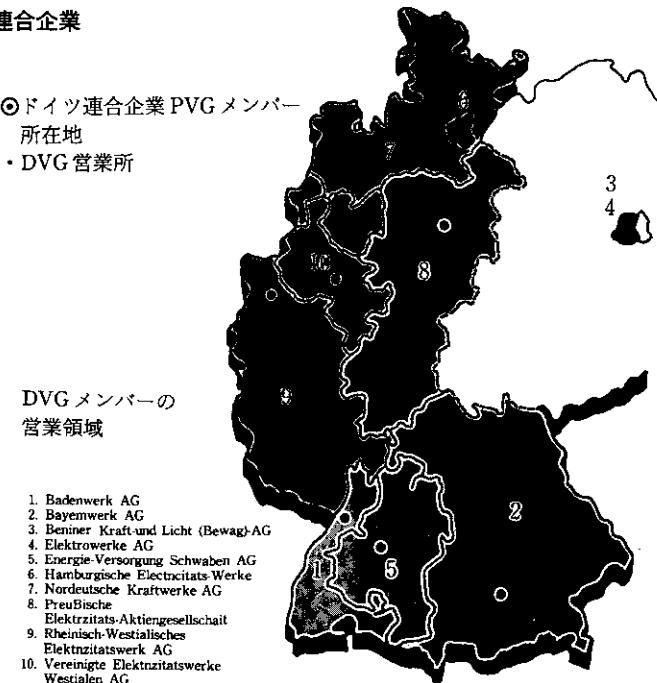
Ebenda, S.399.

以上の事態に対し、独占委員会は、主要報告書 I で、次の二点の改善提案を行なった。第一に、統一的原価計算制度を採用すること、第二にこれを公開すること、第三に監督官庁を州から連邦へ移すことであった。⁽⁸⁾

なお原子力部門でも集中度は高く、原子炉建設、ウラン供給、核燃料製造、再処理の各々部門で共同会社が設立されている。これらの企業には、建設・電機・化学・エネルギー諸企業が参加し、国家による通常の「助成を越えた」援助の下、1970年代に急成長したのである。⁽⁹⁾

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第4図 連合企業



Ebenda, S.394.

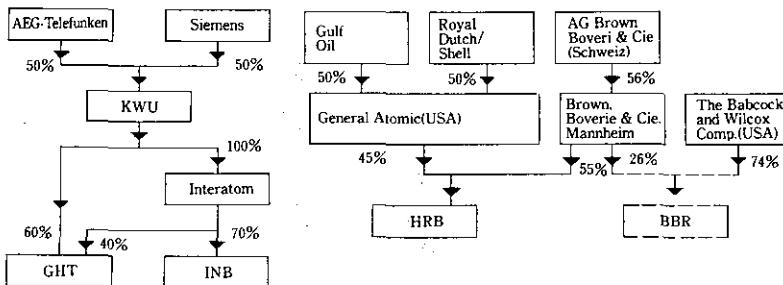
ちなみに、西ドイツの原子炉建設企業は、第5図の如く4社ある。このうちGHT（高熱技術会社）とINB（国際ナトリウム増殖炉建設会社）の親会社クラフトヴェルクウニオンへの出資会社は、AEG-テレンケンとジーメンスである。ただし、前者は経営危機のため、1976年に後者へその持株全部を譲渡したのであった。

(2) 垂直結合（石油／石油化学部門）

垂直結合については、1982年刊行の主要報告書IVにおいて初めて数量調査を含む実態解明の光が当てられた。調査に際しては、公表されている諸パンフレットやヒヤリングにより必要データが収集された。⁽¹⁰⁾

調査対象としては、この分野で生産・サービスに従事する多数の企業

第5図 西ドイツ原子炉建設コンツェルンの資本結合



1 GHT: Gesellschaft für Hochtemperaturtechnik, Bensberg.

2 INB: Internationale Natrium-Brutreaktorbaugesellschaft mbH, Bensberg.

この会社に次の会社が15%づつ参与している。die Belgonucleaire S.A., Belgen 及び die N.V. Neratoom, Nederlande.

3 HRB: Hochtemperatur Reaktorbau GmbH.

4 BBR: Babcock Brown Boveri GmbH Mannheim.

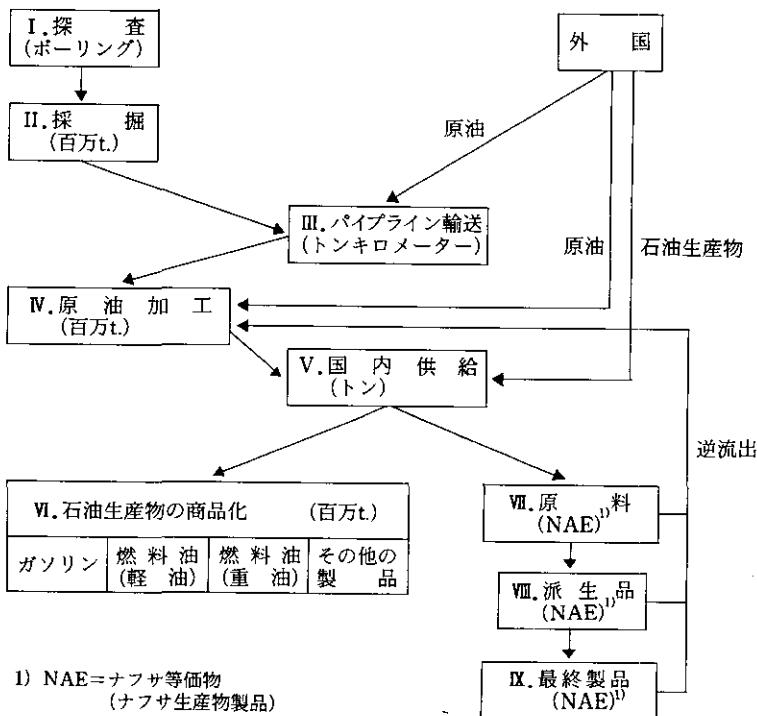
Ebenda, S.374.

のうち 13 企業が取り上げられた。それらは、次の 4 大グループに分類されている。(1) メジャー系国際コンツェルン (BP, Shell, ESSO, Mobil Oil, Texaco) の西ドイツ子会社, (2) 国有企業を含む(1)以外の欧米系企業 (Eni-Agip, Chevron, Elf, Petrofina-Deutsche Fina) 子会社, (3) 西ドイツの総合エネルギー会社 (VEBA), (4) 西ドイツ三大化学会社 (BASF, Bayer, Hoechst) である。

以上、すでに II の(1)で取り上げられた西ドイツ所在石油企業の一部である。これらの企業は設立年度の相違はある (メジャー系が今世紀転換期、ドイツ系が 1920 /'30 年代), いずれも、1950 年代以降に垂直結合を押し進めた企業である (ちなみに西ドイツで石油製品生産の再開が占領軍によって認められたのは 1951 年である)。その方法は、資本参加や共同出資企業の設立によって行なわれた。独占委員会が設立された 1973 年にはすでに、かなりの統合が進展してしまっている。

そこで、この両部門での垂直結合についての独占委員会の調査方法と

第6図 石油/石油化学業界の垂直構造



Hauptgutachten der Monopolkommission; IV, S.248.

結果を紹介する。まず、両部門については、第6図の如く9つの事業段階に分類される。そして、数量値として次の三つの指標が取り上げられる。⁽¹²⁾

第一には、各事業段階に従事する企業との直接契約数とそれへの資本参加数（量的指標）、第二に、各事業段階への各企業の事業段階参入度、第三に、垂直統合度である（以上質的指標）。

後二者の質的指標については、以下の式として示される。

- ・事業段階参入度（Aktivitätstufenanteil : AA）

$$AA = \frac{\text{当該企業の (生産量 + サービス量)}}{\text{国 内 総 (生産量 + サービス量)}} \cdot 100$$

[ただし市場シェアと異なり、事業段階毎にすべての商品を参入する]

・垂直統合度 (vertikale Integrationsrat : V I R)

$$VIR = \frac{1}{2} \cdot (e_i + a_i) \cdot 100$$

$$e_i = \frac{\text{当該企業及び国内外結合企業のインプット}}{\text{事業段階 } i \text{ における総インプット}}$$

$$a_i = \frac{\text{当該企業及び国内外結合企業のアウトプット}}{\text{事業段階 } i \text{ における総アウトプット}}$$

($i = 1, \dots, 9$)

[ただし、第1段階(探査)ではVIRが a_1 と、最終段階(最終製品)で

第6-1表 1970年から1978年までの、石油・石油化学業全調査企業の
総合的事業段階参入度と平均垂直統合度

事 業 段 階	事業段階参入度 1)			垂直統合度 2)		
	1970	1974	1978	1970	1974	1978
I. 探 査	90.6	79.4	80.3	90	83	86
II. 採 挖	73.8	74.0	73.6	94	85	84
石 油 部	III. ハイライン輸送	34.4	42.1	42.2	96	97
門	IV. 原油加工	77.3	80.2	89.2	91	90
V. 国内供給	8.4	8.6	7.9	100	100	100
VI. 石油生産物の商品化	77.9	78.1	78.6	58	61	61
石油化学生	VII. 原 料 3)	53.2	98.4	100.0	50	58
	VIII. 派 生 品 3)	31.4	55.8	55.3	50	56
	IX. 最終製品	33.3	71.6	74.9	54	72
	平 均 4)	53.4	65.3	66.9	77	75

1) 個別企業の事業段階参入度の合計。

2) 個別企業垂直統合度を事業段階参入度により修正した平均値。

3) 石油化学部門では、特に1970年度分でいくつかの企業の数値が欠落している。

4) 事業段階参入度：無修正平均値；垂直統合度：事業段階参入度で修正した平均値。

Ebenda, S. 271.

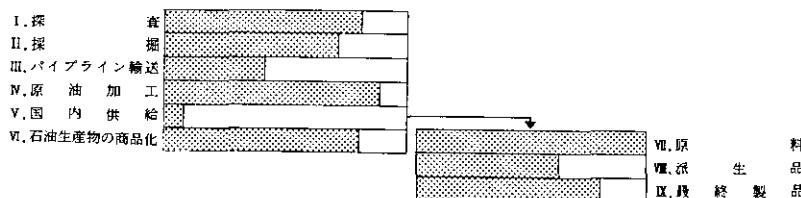
西ドイツにおける企業集中と独占委員会

はVIRが e_g と等値される。】

以上の資料から独占委員会は次のような結論を導き出している。

まず、13社が「平均して全事業段階で生産・サービス量の約2分の1を確保している」こと。さらにそれ以外の若干の他の結合企業をも合わせると、「石油／石油化学業界は全体として垂直統合で特徴付けられる」⁽¹³⁾部門となっていることである。

第7図 石油/石油化学部門調査企業の総合的事業段階参入度



Ebenda, S.273.

第6-2表 総合事業段階参入度と平均垂直統合度 (1970-1978)

国際コンツェルン BP, Esso, Shell, Mobil Oil, Texaco の子会社

事業段階	事業段階参入度 1)			垂直統合度 2)		
	1970	1974	1978	1970	1974	1978
I. 採査.....	72.6	63.1	60.0	91	83	96
II. 採掘.....	59.3	59.7	59.2	93	81	81
III. パイプライン輸送....	26.0	27.2	24.9	100	99	100
IV. 原油加工.....	60.4	56.0	56.9	100	100	96
V. 国内供給.....	7.9	7.6	6.9	100	100	100
VI. 石油生産物の商品化	60.5	56.5	51.3	58	60	59
石油化学業	VII. 原料 4)	21.1	55.1	55.6	52	63
	VIII. 派生品 4)	2.4	5.3	5.3	55	45
	IX. 最終製品 4)	1.2	14.2	13.7	100	100
	平均 3)	34.6	38.3	37.1	85	80
						83

第6-2表(続き)

欧米石油コンツェルン Agip, Chevron, Elf, Fina の子会社

事業段階	事業段階参入度 1)			垂直統合度 2)		
	1970	1974	1978	1970	1974	1978
I. 探査						
II. 採掘						
III. パイプライン輸送	0.2	4.0	1.7	100	77	74
IV. 原油加工	3.7	7.8	9.1	100	100	100
V. 国内供給	0.5	0.9	0.6	100	100	100
VI. 石油生産物の商品化	5.7	8.0	9.4	55	59	56
VII. 原料 4)	12.0	7.5	6.9	50	50	50
VIII. 派生品 4)						
IX. 最終製品 4)						
業 平 均 3)	2.5	3.1	3.1	60	73	71

確かに、事業段階参入度は、国内供給段階を除くと 13 社で過半を占めている。(これは、13 社中に国内の独立系商事会社を含めていないためでもある。) また総合的垂直統合度でも石油生産物の商品化・原料・派生品生産段階でやや低下しているものの、それ以外の上・下流段階では 10 % 強の数値となっている。

これを先に挙げた 4 大グループでみるといくつかの特徴が浮かびあがる。

まず、メジャー系子会社は比較的上流段階に強く、石油化学系の下流段階では相対的に力が落ちている。これに対し後者の段階では逆に西ドイツ三大化学会社の比重が高い。しかもこれらの企業は上流段階へもある程度の進出を果たしている。最後に V E B A 社が、探査・採掘段階以外の全分野で一定の事業段階参入度を平均して持っていることである。一社でありながらかなりの垂直統合を行ない「統合エネルギー・コンツェルン」となっている。しかも、各段階でしだいにトップの座に進出している。

以上の点で、独占委員会は、この分野が「高度の参入障壁」を伴う寡占状態にあること、垂直結合が製品・市場シェアを基準とする水平合併の原因となっていることを確認する。また、企業間での公然とした協調

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第6-2表(続き)

VEBA

事業段階	事業段階参入度 1)			垂直統合度 2)		
	1970	1974	1978	1970	1974	1978
I. 探査.....						
石 II. 採掘.....						
油 III. パイプライン輸送.....	6.2	8.2	12.8	100	100	100
IV. 原油加工.....	7.2	10.4	15.7	50	50	55
業 V. 国内供給.....	0.0	0.1	0.4		100	100
VI. 石油生産物の商品化	6.0	7.9	11.1	66	64	75
石 VII. 原料 4)	10.8	13.8	18.4	61	67	52
油 VIII. 派生品 4)	9.0	10.5	15.1	56	70	65
化 IX. 最終製品 4)	4.5	5.0	10.4	80	83	83
業 平均 3)	4.9	6.2	9.3	66	70	70

化学企業 BASF, Bayer, Hoechst. 5)

事業段階	事業段階参入度 1)			垂直統合度 2)		
	1970	1974	1978	1970	1974	1978
I. 探査.....	18.0	16.3	20.3	83	84	57
石 II. 採掘.....	14.5	14.3	14.4	100	100	100
油 III. パイプライン輸送.....	2.0	2.7	2.8	23	100	100
IV. 原油加工.....	6.0	6.0	7.5	59	63	64
業 V. 国内供給.....						
VI. 石油生産物の商品化	5.7	5.7	6.8	64	68	63
石 VII. 原料 4)	9.3	22.0	19.1	34	42	40
油 VIII. 派生品 4)	20.0	40.0	34.9	46	53	55
化 IX. 最終製品 4)	27.6	52.4	50.8	48	63	65
業 平均 3)	11.5	17.7	17.4	61	64	62

- 1) 個別企業事業段階参入度 AA)。
- 2) 事業段階参入度で修正した個別企業垂直統合度の平均。
- 3) AA; 非修正値, VIR; AA 値で修正した平均値。
- 4) Shell, Esso, Texco の数値が含まれていない。特に1970年。
- 5) Hoechst の UK-Wesseling への資本参加(25%)は含まれない。

Hauptgutachten der Monopolkommission; IV, S. 26. 274-276.

第7表 1970年から1978年にかけての石油/石油化学3大企業の事業段階別順位

(事業段階参入度による計算) —— 下線は筆者によるもの

事業段階	年次	1970	1974	1978
石 油 業	I. 探査.....	Mobil Oil BASF Shell Texaco	Mobil Oil BASF Texaco Texaco	Texaco Mobil Oil BASF Shell
	II. 採掘.....	Shell Esso Esso BP	Shell Esso Esso <u>VEBA</u>	Esso Texaco <u>VEBA</u>
	III. パイプライン輸送.....	<u>VEBA</u>	BP	Esso
	IV. 原油加工.....	Esso Shell BP	Esso Shell BP	BP <u>VEBA</u>
	V. 国内供給.....	BP Esso Shell	BP Esso Shell	BP Esso Shell
	VI. 石油生産物商品化.....	Esso Shell BP	Esso Shell BP	Esso Shell <u>VEBA</u>
	VII. 原料 ¹⁾	Texaco Chevron <u>VEBA</u>	Shell Texaco BASF	<u>VEBA</u> Shell Texaco
	VIII. 派生品 ¹⁾	Bayer Hoechst <u>VEBA</u>	BASF <u>VEBA</u> Bayer	BASF <u>VEBA</u> Hoechst
	IX. 最終製品 ¹⁾	Hoechst Bayer <u>VEBA</u>	BASF Hoechst Shell	BASF Hoechst Shell
	平均 ²⁾	Shell Esso Texaco	Shell BASF Texaco	BASF Shell Texaco

1) 1970年度については、BASF, Shellが含まれていない。

2) 独占委員会の調査表にもとづく。

Ebenda, S. 278.

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第8表 西ドイツの主要パイプラインとその接続精油業者（1974年末）

(資料：石油連盟年次報告書 1974年)

パイプライン	資本参加会社と出資比率 (%)	精油業者 (所有者)
RRP-N.V.	Shell-Holland 40, Gelsenberg-	Shell, Gelsenberg, UK-
Rotterdam-Rijn- Pijpleiding Mij.	Rotterdam 20, Mobil Oil- Rotterdam 20, Texaco-Europe 10, Chevron Oil Europe 10	Wesseling, Caltex (Chevron, Texaco)
SERL-Société du Pipe-Line Sud Européen	Exxon 20, Shell Francaise 10, 16, Shell-Holland 10, 16, BP-Franc. 3,56, BP-London 3,56, Mobil Oil Deutschl. 3,60, Mobil Franc. 1,38, Petrofina 0,89, CFP. 7,39, CFR 7,39, Antar 3,53, Elf 10,65, Dtsch. Texaco 4,0, Gelsenberg/Veba 7,45, Wintershall 4,28	Esso, Oberrhein. Mineral- ölwerke (Veba/Texaco), Mobil Oil, Saarland Raff. (Saarbergwerke/CFP/An-tar/ tar/Elt)
TAL-Transalpine Oelleitung GmbH (in der BRD)	Esso 16, Shell 15, BP 11, Mobil Oil Oil 10, Agip 10, Marathon 7, Texaco 9, Veba/Gelsenberg 11, Sonstige 10	Esso, Shell, Marathon, BP, Gelsenberg/Mobil Oil
CEL-Eni-Rohrleitung (in der BRD)	Südpetrol AG (ENI) 100	Erdölraffinerie Ingolst. (Veba/Eni)
NWO-Nord-West- Oelleitung	Esso 25,1, BP 25,1, Veba 25,1, UK-Wesseling 14,2, Erdölraffinerie (ERD) Duisburg 10,5	Esso, BP, Fina/Total (ERD), UK-Wesseling, Wintershall

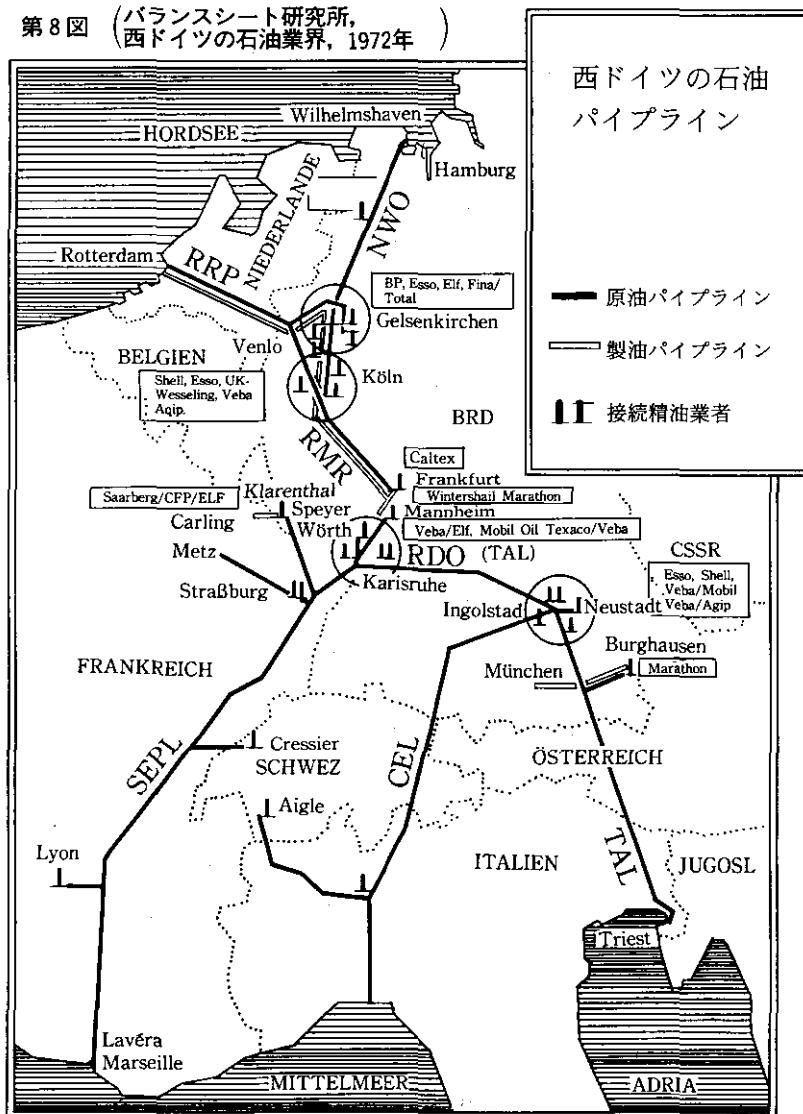
Ebenda, S.324.

(共同企業及び販売量契約の存在) 及び暗黙の協調（価格支配・過剰生産能力の調整）⁽¹⁴⁾を指摘し、警告を発している。

以上、西ドイツのエネルギー産業界は、外資系企業を含め高度に集中がみられる産業部門であることが明白となった。しかも、単なる水平・垂直結合と分類しがたい、双方が入り組んだ網の目のような結合関係に置かれている（第9図）。独占委員会は、1982年刊行の調査報告書IV以降、大企業集中の項目に、「凝集的集中」aggregierte Konzentrationと

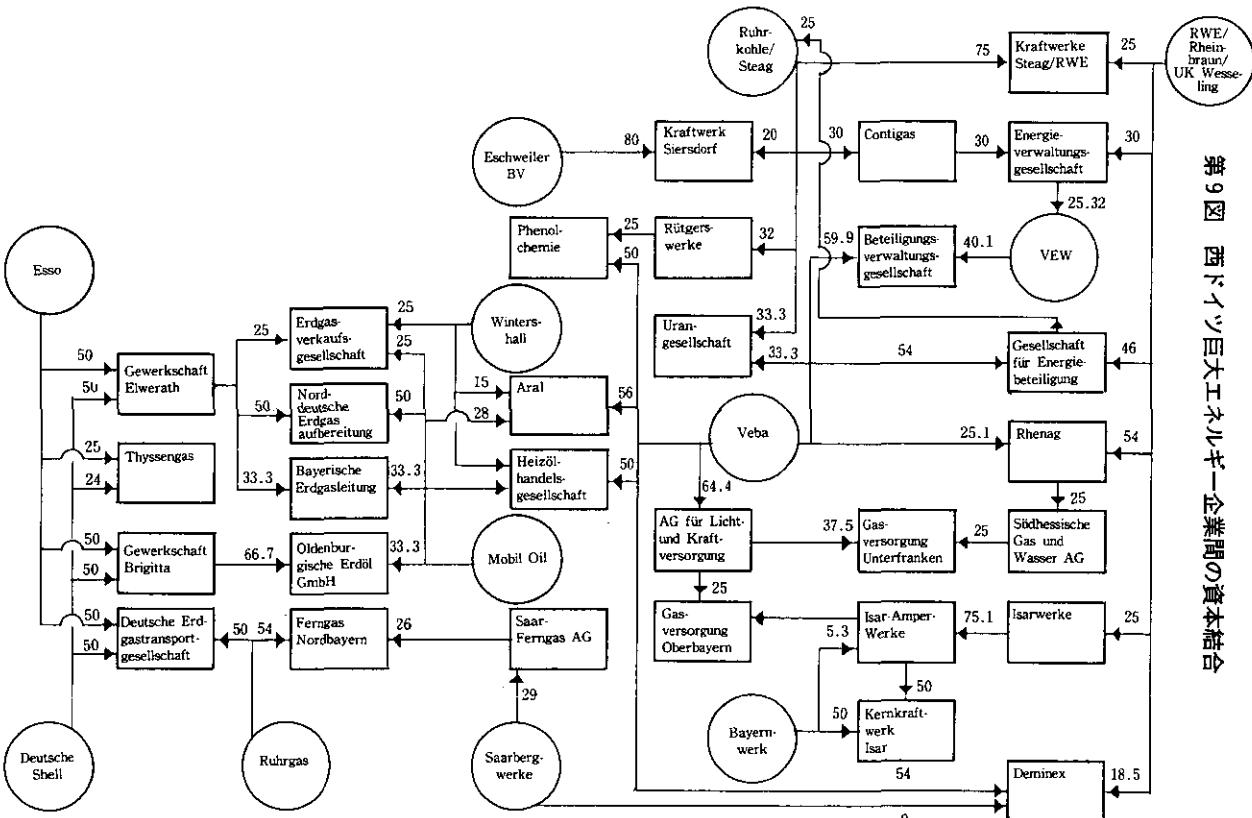
いう用語を括弧内に付帯し始めた。最早、解体処置を考えねばならぬ程の集中状況に達しているためであろう。

第8図 (バランスシート研究所、西ドイツの石油業界、1972年)



西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第9図 西ドイツ巨大エネルギー企業間の資本結合



[注]

- (1) Hauptgutachten der Monopolkommission ; I, Tz. 82-85.
関英昭, 「西ドイツ独占委員会の最近の動向」, 前掲書, 18 ページ。
- (2) Hauptgutachten der Monopolkommission ; I, Tz. 119-120.
- (3) Ebenda, Tz. 582.
- (4) Ebenda, Tz. 586, 590, 592.
- (5) Ebenda, Tz. 92-93.
- (6) Ebenda, Tz. 94.
- (7) 電力製造は、民間企業以上に公共当局の果す役割が大きい。また火力発電が中心であり、石炭業界との結合も深い。個別企業では、RWE が電力業全体の 1/3 近くを押さえている。Ebenda, Tz. 713-733.
- (8) Ebenda, Tz. 112-117.
- (9) Ebenda, Tz. 104-107.
- (10) Hauptgutachten der Monopolkommission ; IV, Tz. 149.
- (11) 1974 年 V E B A が資本参加したゲルゼンベルクは, 1979 年に B P の傘下に入っている。同様に Deutsche Erdöl は 1966 年に Texaco が、ウィンタースハルは'68 年に B A S F が、資本参加を終えている。またアラールは共同企業であり, '79 に V E B A, ウィンタースハル, モービル・オイルその他が資本参加している。
- (12) Ebenda, Tz. 919-923.
- (13) Ebenda, Tz. 154.
- (14) Ebenda, Tz. 166-170.

III '80 年代の大規模企業集中—ダイムラー・ベンツ／ ドイツ銀行の合併戦略

(1) コングロマリット結合

すでに II の(1)で見た如く, 1980 年以降垂直結合に代わり, コングロマリット型の企業集中が増加傾向を示していた。この原因として以下の諸要因が考えられる。

まず第一には、この点もすでに述べた所であるが、1980 年の第 4 次 G WB 改正により、垂直結合に、以前より厳しい規制が加えられた。このため、大企業による関連小企業の乗取に一応の歯止めがかけられたことが挙げられる。

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第二には、西ドイツにおける産業構造の再編成（リストラクチュアリング）⁽¹⁾の進行である1980年代初頭の「西ドイツ経済の危機」から「情報産業社会」への移行の一手段として、企業合併が利用された。

そして、合併促進の第三の要因として、1983年以降の空前とも言える株式市場ブームがある。優良企業を中心とする内外投資家の株式投資は、西ドイツにおいて国際的にも高水準の株価高騰を生じせしめた。

以上の事態の中で、1980年代に入り、ダイムラー・ベンツ／ドイツ銀行の一連の企業買収戦略が着々と進められた。この合併は、コングロマリット型集中であること、また、同時に銀行／産業グループの再編成の過程でもあった。以下この両面にわたり検討していきたい。

まず最初に、1983年からの西ドイツ株式市場の活況について。とりわけ、1985年度には世界的資金余剰を反映して、株価は異常な程の高騰を示した（第9表及び第10図）。

このことは、1985年末に特集が組まれた二つの雑誌の表題からもうかがうことができる。「西ドイツ資本市場——火事場の秋」（ヴィルツシャフツヴァオッヘ、1985年11月8日）。「狩猟場と化した西ドイツ証券取引所」⁽²⁾（シュピーゲル、1985年12月16日）。

以上の両特集から、マルク高に伴う近年稀にみる株式ブームの要因を分析するとほぼ以下の三点にまとめられる。

まず第一に、ブームの直接契機として、西ドイツ資本市場の国際化が挙げられる。米・英・日を筆頭に外国投資家の西ドイツ株の大量買いが行なわれた。1984年には、取引高8470万DMのうち、42%に当る3540万DMが外国人（機関）に取り扱われ、'85年にもこの傾向に一層の拍車がかけられたという。ちなみに、ダイムラー・ベンツ、VW、ジーメンス、アリアンツ、ドイツ銀行等の優良銘柄は、1982年からの3年間で3倍から5倍の値上がりを記録している。⁽³⁾

第二に、以上の株価上昇の背後には、すでに述べた産業構造の再編成にかける西ドイツ経済界の意気込みと、それに対する期待感が見逃せない。具体的にはコンピューターを基盤とする情報・通信技術の導入であるが、この点を先のシュピーゲル誌は以下の三点にまとめている。①自動車産業における製品自体と工場の技術装備、②機械・装置メーカーのコンピューターによる装備、③鉄鋼業界が電子・機械部門へ進出し、加

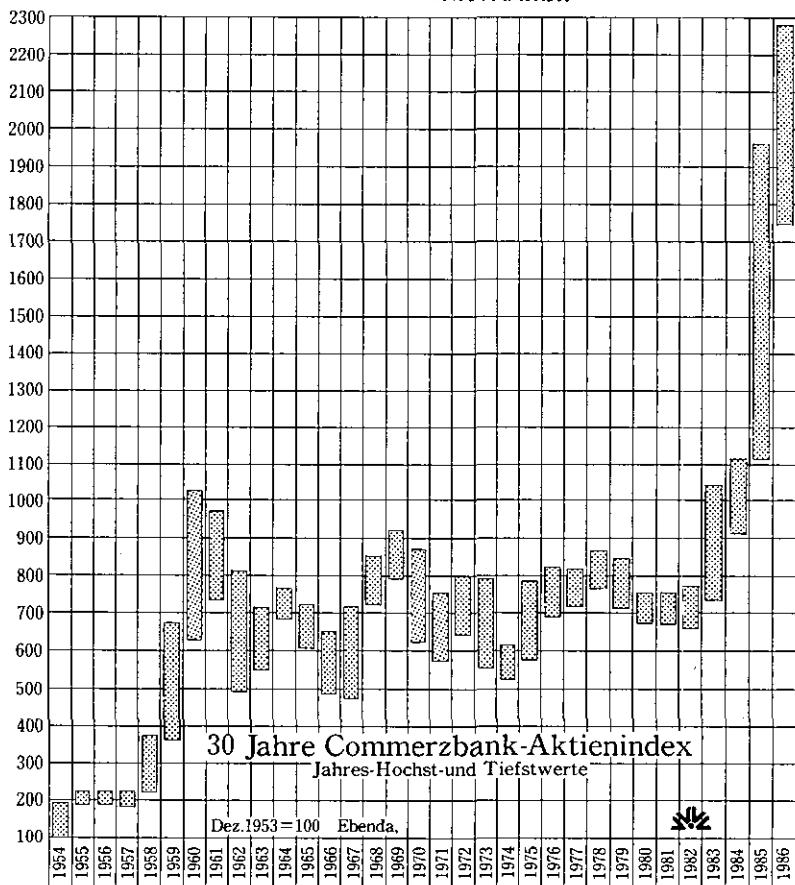
第9表 1953以降の西ドイツ株価指数

年次	高値	安値	年次末	年次末前年比
1953	—	—	100.0	+97.3
1954	—	—	197.3	+13.3
1955	—	—	223.5	-7.6
1956	225.5	190.1	206.6	+5.0
1957	222.8	183.3	217.0	
1958	374.5	219.4	359.6	+65.7
1959	674.7	360.2	661.5	+84.0
1960	1,031.9	624.7	882.7	+33.4
1961	976.9	733.6	807.2	-8.6
1962	813.1	493.7	615.1	-23.8
1963	714.4	551.7	683.1	+11.1
1964	769.0	684.7	706.3	+3.4
1965	721.4	605.6	607.5	-14.0
1966	656.2	486.2	495.9	-18.4
1967	713.6	471.1	713.6	+43.9
1968	851.0	723.4	801.1	+12.3
1969	920.5	792.9	866.9	+8.2
1970	872.6	621.0	623.8	-28.0
1971	753.6	573.4	648.6	+4.0
1972	797.3	640.2	723.8	+11.6
1973	795.3	550.2	559.2	-22.7
1974	609.2	520.0	563.6	+0.8
1975	780.0	573.5	776.3	+37.7
1976	821.7	687.7	727.4	-6.3
1977	813.3	712.5	787.6	+8.3
1978	863.8	759.4	817.2	+3.8
1979	839.6	704.5	715.7	-12.4
1980	749.2	667.6	683.6	-4.5
1981	749.0	666.4	675.2	-1.2
1982	763.4	650.2	763.4	+13.1
1983	1,044.0	727.9	1,041.7	+36.5
1984	1,107.9	917.7	1,107.9	+6.4
1985	1,951.5	1,111.8	1,951.5	+76.1
1986	2,278.8	1,762.4	2,046.4	+4.9
1987				
1988				

Commerzbank, Commerzbank-Index: Deutsche Aktienbörsen seit 1953, 1984;
Commerzbank-Index im Jahre 1987.

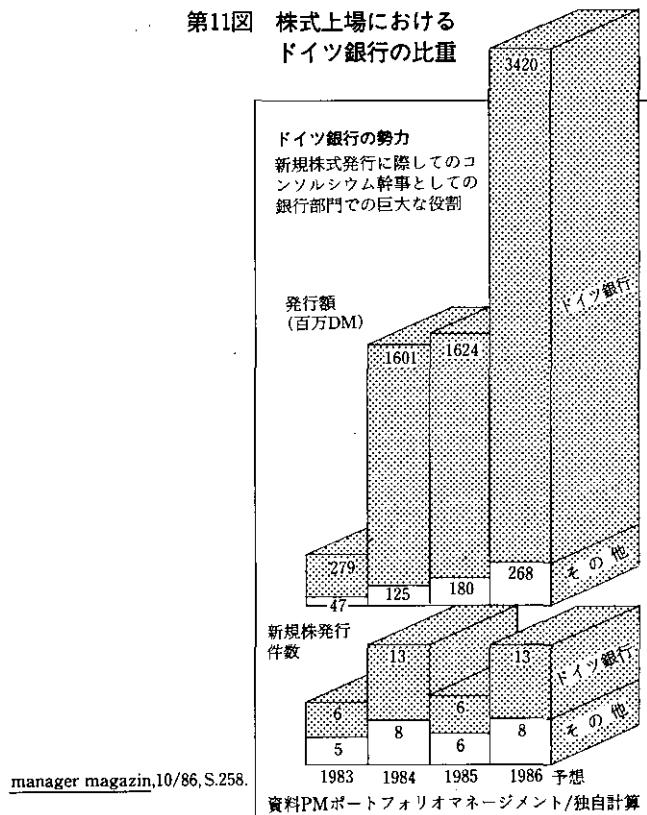
西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第10図 コメリツ銀行株価指数



工製品を増加させてきていること。例を取ると、ティッセンのラインメタルの買収、B A S Fのシェーリングの獲得、ジーメンスのロボットメーカー I W K A 及びニクスドルフへの資本参加等である。⁽⁴⁾

次に第三の要因として、株式市場への新規上場会社がこの間に、毎年十数社が出現していることである。しかも、その仲介には、多くの場合ドイツ銀行が幹事会社として業務に携わっていることを指摘しておく必要がある。⁽⁵⁾

第11図 株式上場における
ドイツ銀行の比重

というのは、新規上場を含め企業結合・再編の舞台裏で必ず証券ディーリング機能を果たすドイツ銀行を先頭とするユニバーサル・バンクが活動しているためである。とりわけ、1985, '86年には、銀行の証券業務から生ずる手数料収入の増加が、史上空前の銀行収益の基礎となった。また証券業を含めた総合的銀行業務の成功は、銀行自体の株価上昇に直結したことを忘れてはならない。

以上のように、コンプロマリット結合、産業構造再編成、株式市場ブームの三要因が、相互の因果関係をもって進行していくべきであろう。すでに触れたダイムラー・ベンツ社の一連の企業買収は、以上

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第 10 表

企業仲介者・ドイツ銀行が常にいる '83年以降の西独10大取引所上場会社			
企 業 名	部 門	はめ込み額 (百万 DM)	発行幹事機関
Feldmühle Nobel	化学, 製紙, 鉄鋼	ca 1500	Deutsche Bank
Axel Springer	出版	558,11	Deutsche Bank
Nixdorf	コンピューター	547,20	Deutsche Bank
FAG Kugelfischer	倉庫	496,00	Bayerische Vereinsbank
Henkel	化学	432,30	Deutsche Bank Dresdner Bank
Porsche	自動車	327,60	Deutsche Bank, Bayerische Vereinsbank
Berline Bank	銀行	188,50	Deutsche Bank
Wella	化粧品	184,43	Deutsche Bank
Schmalbach-Lubeca	包装	136,50	Deutsche Bank
Leifheit	家庭用品	120,00	Deutsche Bank

Wirtschaftswoche, Nr.51, 13.12.1985, S.128.

の状況の下で行なわれたのである。

すなわち, 1985年2月に, エンジンメーカーのMTUの吸収合併, 5月に航空宇宙関連機器メーカーのドルニエの過半数株式を取得。そして10月には, 総合電機メーカーのAEGテレフンケン社への過半数資本参加を, ドイツ銀行の支援の下に進めたのである。この同社の企業戦略, 買収の経過, 結果等についてはすでにいくつかの報告, 紹介, 分析が行なわれている。⁽⁶⁾

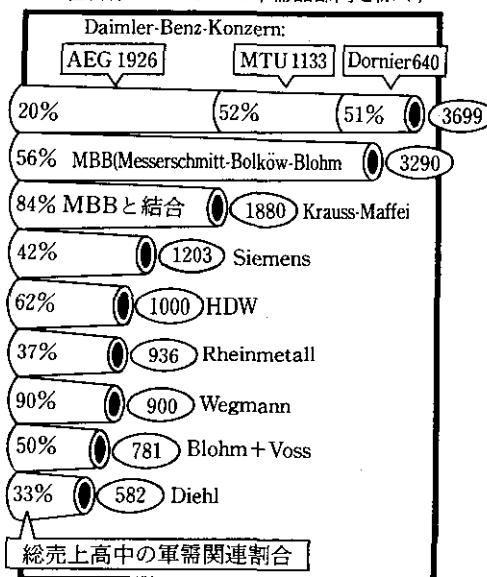
ここでは, この結合の重要な特徴点三点のみを指摘しておくにとどめる。第一には, ニューメディア部門を含む, 全産業部門での「コンピューターに支えられた再編成プランニング」というドイツ銀行の買収戦略下に進められたこと。第二に, 単なる産業構造の転換であつただけでは

なく、その軍事化ともなったこと。そしてすでに述べた如く、大型且つコンプロマリット型結合であったこと。

以上の事態に対して、独占委員会は、委員長を始めとして、非常な憤激をもって対応した。というのは、垂直結合に対しては一応の歯止めをかけたとはいえ、コングロマリット型結合に対しては、調査の重要性を認めつつ、十分な数量分析、規制手段を用意しきれていなかったためである。

第12図
西ドイツの大軍事コンツェルン

軍需品売上高、'1983年、100万DM
(ダイムラー・ベンツ社自体とグループの軍需品部門を除く)



Der Spiegel, Nr.43/1985, S.144.

ただし、この結合形態の性格付けについては、主要鑑定報告書Vにおいて、多角的合併の一つとしてすでに把握していた。

すなわち、「危険分散」、「コスト負担削減」、及び「市場支配力Marktmacht増加」を目的とする結合であること。またこの結合に伴って、企業は、「相互補完的収益機能による利潤拡大」を計ること。⁽⁸⁾あるいは「相互取引 Reziprozität」を強化すること、などである。

またこの結合形態では特に、「結合によって享受可能となる資金力(Finanzkraft)」が問題となった。そして1980年のGWB改正では、このような資金力が市場支配力と結合することを規制すべく「市場支配買収推定」⁽⁹⁾という規定が一応付与されていた。

しかし今回の大型企業買収について、連邦カルテル庁は、競争状況に否定的作用をもたらすことを認めながら、これを拒否するに至らなかつた。その根拠は、結合後も「AEGにおける諸市場での市場支配的地位を確定し得ない」とこと。及び「AEGの諸資源が特定市場でダイムラー・ベンツの市場的地位を強化することにはならないと予想する」ことであった。⁽¹⁰⁾

このような見方に対し独占委員会は、鋭い批判を加えた。「寡占メンバーAEGにおける資金力増大は、寡占内でのホモジーニアスな構造をもたらし、競争を抑制することもありえる」と。そもそも、競争制限に対する現在の方法が、コングロ型結合に対する規制力を持ちえているかとの疑念を表明している。そして根本的には、主要報告書I及びIIで提起した銀行の企業持株制限の必要性を、この段階で再び持ち出した。

しかし、水平・垂直結合と異なり、この種の結合に対しては、いまだ委員会として集中度を測定すべき数量的指標を準備してはいない。今後この面での努力が行なわれるであろうが、多少の時間が、かかることが予想される。

(2) 銀行／産業グループの再編成

ところで、本節の冒頭で既述の如く、ダイムラー・ベンツによるAEGの買収は、銀行／産業グループの再編成の過程でもあった。すなわち、AEGにおけるドレスデン銀行からドイツ銀行へのハウスバンクの交替である。この途中では、両銀行での角逐を伴っていたが、最終的には、

「AEGは、ドイツ銀行によって、ドレスデン銀行グループから引き裂かれた」のである。⁽¹²⁾

この吸収合併に際してのドイツ銀行の狙いは、AEGの不採算部門・子会社の切り捨て、優良部門、子会社の同行グループ系企業への組み込みにあった。それでは、この過程がいかに進行していったのであろうか。この点について、社会学者H. プライファーが1987年に刊行した『⁽¹³⁾ドイツ銀行帝国』の記述を中心に追跡する。この著作によるとAEG-テレフンケンに対する荒治療は、通常の倒産企業と同様に、次の処置を受けていた。①債務切捨て、②株式資本の組み替え、③経営陣の入替え、④子会社の切捨て、⑤従業員の首切り。このうち④、⑤については相沢幸悦氏によりすでに紹介さされているため、主として①～③の点に触れる。

第一にAEGの積年の債務は、1983年には他人資本比率が90%を越え、「1984年には53億DMという記録的水準に達した」。⁽¹⁴⁾これらの債務の一部はAEGに関係する社会的弱者の犠牲の上に償却された。それらは、会社従業員を除くと、小株主(1984、'85年次に売却)、納入業者及び納税負担者である。納入業者は9億DMの原価償却を行なった上に、1982、'83には、AEGの債務支払いへかけられるべき税金支払(5億DM)⁽¹⁵⁾を節約した。

しかしその一方、ハウスバンクを中心とする銀行団は、債務に対する利子支払を一貫して強要し続けている。そしてAEG-テレフンケンは年次剰余金が1978年から'82年までほぼマイナス計上を記録せざるを得ない中でもそれに応じていたのである。特に和議申請の前年の支払額は6億2400万DMと最高額に達した。したがって和議調停前後の銀行団のAEG債権償却額と利子受取り額をバランスさせると、銀行にとっては損失となっていないとプライファーは分析する(第11表-1、2)。このことからドイツ銀行は、ハウスバンクを引き受ける代償に満身創痍のAEGから引き出せるだけの利払いを受取ったといえよう。⁽¹⁶⁾

第二に株式資本の組替えについて。1979年に(プライファーの著作では'80年) AEGの資本金は、9.3億DMから3分の1の3.1億DMへ減資させられ、その上で直ちに6.2億DMへ増資されたという。この増資分の3.1億DMについては、ドレスデン銀行主導の銀行コンソルシウムが組まれ、ほぼ1株150DMで売却された(額面50DM)。このことに

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第11表－1

* A E G 和議調停による諸銀行の損失額

・銀行債権	26億 DM
・債権棄却 (60%分)	15億 6 千万 DM
・残額分の10億 4 千万 DMは A E G の利払い信用として残留	
・調停による棄却分15億 6 千万 DMのうちの56%が租税貸方通知となる。 (法人税最高規定による) = 8 億 7,400 万 DM。このため銀行の実際の 「損失額」は 6 億 8,600 万 DMにとどまる。	

資料：>H B K に18. 9. 1984。 (ヴィルツシャフツヴォッヘ) 38/1984,
マイラーの独自調査。

第11表－2

* 1980年から1983年のA E G の利子払い (実効利子合計)

1980	1981	1982	1983
4億6,500万 DM	6億2,400万 DM	4億8,900万 DM	9,200 万 DM
合 計 16億 7,000 万 DM			
A E G の調停利払による銀行余剰収益			
調停による銀行の「損失額」			6 億 8,600 万 DM
A E G の1980—83年の利払い			16億 7,000 万 DM
銀行余剰収益			9 億 8,400 万 DM

資料：A E G マニュアルレポート，1983；独自調査。

Hermannus Pfeiffer, Das Imperium der Deutschen Bank, Frankfurt/
Main: New York, 1987, S.89, 90.

よって 22 の銀行が A E G の株式の 50 % を所有し、残りの 50 % 分に当たる旧株については投機取引が行なわれた。「もし証券相場が上昇すれば、⁽¹⁷⁾ 銀行一とくにドレスデン銀行の実際の収益増となつたにちがいない」のであるが、そなはならなかつた。逆に A E G 株は、1980 年から '83 年まで低迷を続けた。特に '82 年の和議申請時には、ついに最高値さえもが額面額を下廻るという有様で、そしてこれが上昇に転化したのは、ダイムラー・ベンツによる買収計画が表面化する 1984 / '85 年になつてからであつた。そしてその実施直後の '86 年には、最高値 361 DM まで跳ね上がつた。

第12表 AEGの財務諸指標
WP-Kenn-Nr. 503800 AEG AG nom. DM 50 AE

年次	資本金 Mio DM	自己 資本 Mio DM	投下 資本 Mio DM	B/S 額 (+/-%)	売上高		売上高中 の外国比 率(%)	給与支 払比率 (%)	EEV 税 年次 剩余	配当 Mio DM	利子 差額 Mio DM	減価 償却 Mio DM	固定 資産 Mio DM	負債 比率	売上高 収益性 %	資本 総額 Mio DM							
					売上高 Mio DM	(+/-%)																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
1977:	929.8	491.9	5993	2222	9578*	12307	(+ 8.5)	40	34.4	99.3	7.7	0	-216.5	321.2	350.1	5.1	1.8	7.4	1590				
1978: ²	929.8	148.9	5724	2363	9528*	12024	(- 6) ³	36	34.0	83.5	-346.6	0	-238.2	207.2	211.4	* ⁴	-	-	1432				
1979:	619.9	536.5	5886	2357	9942*	11929	(- 0.8)	31	40.2	76.2	-967.5	0	-298.2	400.6	359.5	-	-	-	688				
1980:	619.9	231.9	5711	2288	9187*	12263		31	37.7	47.0	-277.8	0	-153.3	375.0	434.8	* ⁴	-	-	942				
1981: ⁵	619.9	230.9	6108	1992	11380*	14837	(+ 3) ³	43	35.7	52.8	24.2	0	-624.4	431.8	516.0	-	-	-	545				
1982:	619.9	95.4	3615	1576	9962*	13256	(+ 1) ³	43	33.7	35.6	-85.5	0	-489.1	381.1	362.2	-	-	-	348				
1983:	619.9	165.6	3698	1559	8837*	11527	(- 1) ³	45	33.0	37.3	37.0	0	-92.1	312.4	383.2	0.5	2.2	8.4	997				
1984:	619.9	557.1	4385	1674	7801*	11015	(- 4)	45	33.9	28.8	397.8	0	- 6.5	312.5	406.6	-	1.6	5.7	1269				
1985:	886.7	1116	5235	1729	9011*	10843	(- 1.6)	45	34.6	46.0	-	0	- 35.7	315.9	372.7	-	2.9	7.5	3977				
1986:	931.2	1114	5423	1852	9096*	11220	(+ 1) ³	43	39.5	55.2	-	0	+ 1.4	295.1	558.9	-	2.9	6.4	6109				
年次	キャッシュ・フロー Mio DM	營業総収益 Mio DM	營業純 収益 Mio DM	一株当たり 配当 (+/-%)	一株当たり 配当無し Mio DM	正味価値 配当 Mio DM	正味価値 純収益 Mio DM	一株当たり 配当 無し 付き Mio DM	配当 Mio DM	配当 無し 付き Mio DM	配当利回り(%) (DM)	配当 無し 付き Mio DM	配当 無し 付き Mio DM	配当 無し 付き Mio DM	株価収益率 高値 安値 高値 安値 高値 安値 高値 安値 高値 安値 高値 安値	配当無し 付き Mio DM	配当 無し 付き Mio DM	配当 無し 付き Mio DM	配当 無し 付き Mio DM				
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
1977:	539.6	*	218.4	(+40.0)	87.6	*	0	84	0		11.1 ¹	312	240	-	-	-	-	-	28	21.5	-	-	-
1978: ²	56.0	*			損失		0	18	0	V		279.9	228.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1979:					損失		0	V	0	V		237	101.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1980:	13.8	*			損失		0	*	0	V		131.4	69.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1981: ⁵					損失		0	V	0	V		74.5	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1982:					損失		0	V	0	V		46	22.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1983:	561.1	*	248.7	*	93.1	*	0	47	0	9 ¹		85.6	28.3	-	-	-	-	-	9.5	3	-	-	-
1984:	491.4	(-12.4)	178.9	(28.1)	67.0	(-28.0)	0	43	0	9 ¹		116	80.5	-	-	-	-	-	13	9	-	-	-
1985:	634.1	((+29.0)	318.2	(+78)	119.1	(+78)	0	53	0	11 ¹		275	100	-	-	-	-	-	25	9	-	-	-
1986:	618.5	(- 2.5)	323.4	(+ 1.6)	121.1	(+ 1.7)	0	34	0	7 ¹		361	266	-	-	-	-	-	52	38	-	-	-

説明略 (Vは損失一筆者)

1). AEGが税務上の損失繰り越しに従い必ずしも支払う必要はない擬制的収益税を引いたもの。

2). Hertman & Braun AGを算入している。

3). 比較対象。

4). 最低キャッシュ・フローに19億DMの有効負債が対応している。

5). 國際決算。

第13表 ダイムラー・ベンツの財務諸指標
WP-Kenn-Nr. 500 000 Daimler Benz AG nom. DM 50

DA

西ドイツにおける企業集中と独立運営会

年 次	資本金	自己 本本	投下 資本	資産	B/S 額	売 上 高		売上高中 の外団比	給与支 払比率	EEV	年次 税	配当 剩余	利子 差額	減価 償却	固定 資産	負債 比率	売上高	資本 収益性	株価 総額					
	Mio DM	Mio DM	(+/-%)	Mio DM	(+/-%)	Mio DM	(+/-%)	(%)	(%)	Mio DM			Mio DM		Mio DM	%	Mio DM							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20					
1977:	1359	2514	6976	2823	11908	23292	(+10.0)	56	25.1	1927	587	228	+ 380	901	849	-	12.3	41.5	8701					
1978:	1359	2844	7849	3241	12861	24236	(+ 4.1)	52	25.5	2101	593	243	+ 382	1001	1158	-	12.2	40.5	8616					
1979:	1359	3234	8809	3779	14116	27357	(+12.9)	53	25.8	2378	638	270	+ 508	1313	1905	-	12.4	40.9	6659					
1980:	1359	4037	10970	4369	31054	(+13.5)	55	25.2	1693	1102	297	+ 598	1435	2057	-	13.1	41.5	7189						
1981:	1529	4571	12482	5643	20428	36661	(+18.1)	63	24.4	3091	826	304	+ 804	1633	3033	-	11.9	37.8	8775					
1982:	1529	5202	14187	6837	22954	38905	(+ 6.1)	66	24.8	3310	921	350	+ 896	2265	3427	-	12.3	36.1	12017					
1983:	1699	5878	15965	7199	24827	40005	(+ 2.8)	62	24.8	3263	988	355	+ 1315	2567	3464	-	12.1	32.5	22076					
1984:	1699	6840	18668	8033	28625	43505	(+ 8.8)	66	23.8	3026	1104	355	+ 1129 ¹	2825	3373	-	12.0	30.4	20096					
1985: ²	1699	8254	21837	9341	35780	52409	(+13.3) ³	64	23.8	4389	1634	491	+ 1017	3241	3200	-	13.5	35.2	42264					
1986: ⁴	2116	10406	29450	10593	47010	65498	-	58	27.2	4095	1767	507	+ 855	3239	3516	-	12.8	32.9	52226					
年次	キャッシュ・フロー	營業総収益	營業 純 収 益	一株当たり		一株当たり正味価値		正味価値		配当利廻り (%)		配当無し	配当付き	株価収益率		配当直し	配当付き							
	Mio DM	(+/-%)	Mio DM	(+/-%)	Mio DM	(+/-%)		キャッシュ 配当	配当	純 収 益	(DM)	(DM)	配当無し	配当付き		高 値	安 値	高 値	安 値					
21	22	23	24	25	26	27		フロー	無し	付						高 値	安 値	高 値	安 値					
21	22	23	24	25	26	27		DM	DM	DM						高 値	安 値	高 値	安 値					
1977:	2200	-	2869	-	1144	-		9	5.06	54	5.6	8.8	28	31.2	224	197	2.3	2.7	3.5	4.2	8	7	7	6.5
1978:	2291	(+ 4.1)	2973	(+ 3.6)	1188	(+ 3.8)		9	5.06	56	5.9	9.4	29	32.5	234	195	2.6	3.1	4.0	4.8	8	6.5	7	6
1979:	2622	(+14.4)	3383	(+13.8)	1350	(+13.6)		10	5.63	64	6.8	10.4	33	36.6	219	160	3.0	4.2	4.8	6.5	6.5	5	6	4.5
1980:	3936	(+50)	4074	(+20)	1618	(+20)		10+1	6.19	96	7.4	11.5	39.5	43.6	188	152	3.9	4.8	6.1	7.5	5	4	4.5	3.5
1981:	3521	(-10.5)	4379	(+ 7.4)	1735	(+ 7.2)		10	5.63	85	7.4	11.5	42	46.1	240	170	2.8	3.9	4.3	6.1	5.5	4	5	3.5
1982:	4192	(+19.1)	4770	(+ 8.9)	1896	(+ 9.3)		10.5+1	6.47	101	8.4	13.2	46	50.8	289	202	2.9	4.2	4.6	6.5	6.5	4.5	5.5	4
1983:	4597	(+ 9.7)	4849	(+ 1.7)	1927	(+ 1.6)		10.5	5.91	111	8.5	13.3	47	51.8	538	277	1.5	2.8	2.3	4.3	11.5	6	10.5	5.5
1984:	5456	(+18.7)	5207	(+ 7.4)	2071	(+ 7.5)		10.5	5.91	131	8.5	13.3	50	54.8	531	419	1.6	2.0	2.5	3.2	10.5	8.5	9.5	7.5
1985: ²	6253	(+14.6)	7064	(+36)	2801	(+35)		12+2.5	8.16	151	11.8	18.4	68	74.6	1019	759	1.2	2.4	1.8	3.8	15.5	7.5	14.5	6.5
1986: ⁴	6896	-	8354	-	3293	-		12	6.75	164	12	18.8	79	85.8	1272	926	0.7	1.1	1.2	1.7	16	11.5	15	11

説明略 (筆者)

- 1). 表示の変化がある。
- 2). MTU及びDornierが算入される。
- 3). 比較対象。
- 4). AEGが算入される。

Hoppenstedt, a.a.O.

この結果、マイファーの計算では、擬制的操作によるドイツ銀行を中心とする諸銀行の収益は、11.4 億 DM にのぼる。しかも名目 50 DM の株券に対しては、許容範囲の 1 株 27 DM の低価主義原則を適用すると、税制上の節約が加わることでさらに 4 億 DM が銀行の収益となる。

以上、AEG の和議に絡んだ銀行団の総合的収益は、金融／証券業務の双方の合計で 25 億 DM にもなる。⁽¹⁸⁾ 同社の整理が「決して悪い義務ではない」のであった。ちなみにドイツ銀行の 1985 年／'86 年の株価総額は、'84 年次のほぼ 2 倍となり、1 株当たり株価では、同じく 3 倍近くに達している。(高値で 371 DM から 926 DM へ上昇)。また同じことが、ダイムラー・ベンツの場合にも当てはまる。AEG の吸収が株主に評価を受けたのであった。

第三の経営陣の入れ替えについて。AEGに対するドイツ銀行の人的介入は、ドレスデン銀行から AEG の累積債務を肩代わりする過程で進められた。⁽¹⁹⁾

'84 年 9 月の和議申請まで、AEG の監査役会長には、代々ドレスデン銀行取締役会長が就任していた。一方、取締役会長には、H・デュルが⁽²⁰⁾ '80 年以来再建の任に当たっていた。この再建の途上で、デュルは、財務顧問として K・クーン (当時ティッセン社の財務部長であり、同時にドイツ銀行エッセンの財務顧問であったことが後に判明) を引き込んだ。

そしてクーンが前面に出て和議訴訟が進められ、その終末と同時にかれが新生 AEG の監査役会長に就任した。またこの時点で監査役会には、ドイツ銀行から同行の取締役とシェットガルト支店の顧問の二名が送り込まれた。さらにダイムラー・ベンツからは、取締役会長 (社長) のブライトシュベルト、及び副社長で財務部長の E. ロイターが就任した。

その後買収計画が実現された '86 年 3 月に、クーンの提案により、ブライトシュベルト社長が AEG の監査役会長に就任した。しかしこの人事も長続きせず '87 年春には、「ベンツ・AEG の根回しをした」ロイター副社長が D・ベンツの社長に就任するという展開となっている。⁽²¹⁾

このように、AEG のハウスバンクであるドイツ銀行の介入を伴う人事編成の概略をみた。何よりも今回の人事では、「ゲオルグ・ジーメンス以来初めて AEG の最高経営陣にドイツ銀行の人間が就任」するという画期的なものであった。⁽²²⁾

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

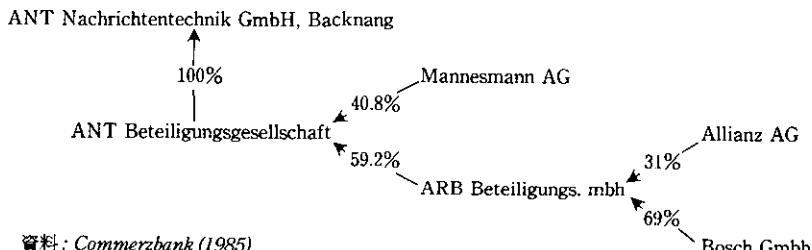
なお、旧AEG-テレフンケン子会社の売却にも簡単に触れる。これは、AEG自身、及び銀行団による再建整理の遂行、並びに返済すべき利子払いの償却処分に対する代償という目的で行なわれた。ともかく1982年の和議申請の時点では手がつけられなかつたAEG-テレフンケンの優良先端技術部門が、ドイツ銀行関連会社の手中に収められたのである。それは、AEG-テレフンケン情報技術会社(ANT Nachrichtentechnik GmbH)及び「テレマティカ・コンツェプト」の名の下に共同する次の二社である。Telefonbau & Normalzeit GmbH及びOlympia Werke AG.

以上、これまで四点にわたり、今回のコングロマリット型大形企業結合の事例を紹介した。本章で触れなかった旧AEGの人員整理も含め、あらゆる面で新ハウスバンクの関与が行なわれていたことが明瞭となつた。

そこで本節の最後に、社長人事にまでいたるダイムラー・ベンツに対するドイツ銀行の勢力基盤を前者の所有構造で確認しておく(第14図)。まずドイツ銀行の直接持株が全体の4分の1強を占めていることである。さらにこの図ではフリック・グループの持株分が約1割ある。しかし、シュピーゲル誌がこの図を挙げてダイムラー・ベンツ百周年記念特集号を組んだ直後に、その持分は、ドイツ銀行の手により売却された。

この処置は、創業者のフリードリッヒ・フリック亡き後、後継者のF・カール・フリックが経営を「降りる」形で行なわれた。1980年代初頭に

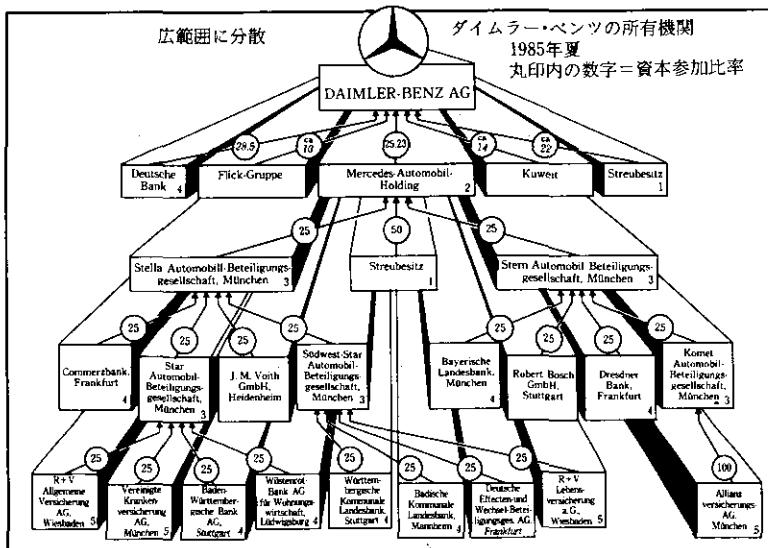
第13図 ANT Nachrichtentechnikに対する資本参加構造



資料: Commerzbank (1985)

Pfeiffer, a.a.O. S.97.

第14図 ダイムラー・ベンツの資本参加構造



(下記の1～5のナンバーリングは著者によるものである。)

1. 分散所有
2. 持株会社
3. 資本参加会社
4. 銀行
5. 保険会社

Der Spiegel, Nr. 37/1985, S.53.

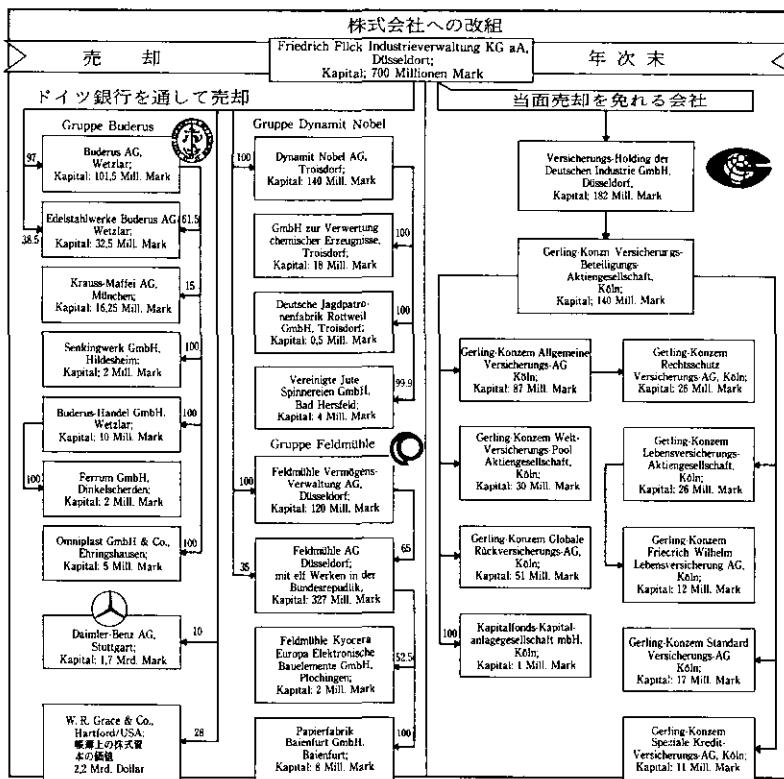
相続税にからむ増収賄スキャンダル事件を起こした同社に、結局ドイツ銀行が乗り込み、個人企業から株式会社へ脱皮させたのである。⁽²⁴⁾

いずれにせよ、フリックのダイムラー・ベンツ株売却により同社に対するドイツ銀行の影響力が増加したことは確実である。ちなみに残りの持株は、分散所有分が約3分の1。及びいずれもラテン系名称の付いた中間会社を介した銀行・保険会社の持分が約12%。他は必ずしも支配目的と考えられぬクウェート政府保有分である。

したがって、ドイツ銀行は1985年末から'86にかけて、ダイムラー・ベンツ、AEG、フリックの三グループ企業に対する勢力を一挙に増大させた。独占委員会が銀行の産業会社持株に対する規制を再び打ち出さざるを得なくなった状況が、こうして築かれたのである。

西ドイツにおける企業集中と独占委員会

第15図 フリック・グループ企業の売却



Der Spiegel, Nr. 50/1985, S.116.

(注)

(1) 「西ドイツ経済の危機」については、以下を参照されたい。拙稿、「西ドイツ一大企業と銀行」、富森虔児編、『現代の大企業』、新評論、1985年、第6章所収；ブルース・ナスバーム(田原總一郎訳)、「テクノクラシー」、講談社文庫、1984年、とくに、第3章、「ドイツの没落とヨーロッパの分裂」。なお、危機の克服の方向については、'84年5月放映のNHK-TV番組、「アジアの目・世界の目—西ドイツ経済の挑戦」で取り上げられている。

(2) Deutscher Kapitalmarkt……Feuriger Herbst, in : Wirtschaftswoche, Nr. 46, 1985 ; AKTien : Jagdszenen in deutschen Börsen-

- sälen, in : Der Spiegel, Nr. 51, 1985.
- (3) Wirtschaftswoche, Nr. 46, 1985, S. 76, 77.
- (4) Der Spiegel, Nr. 51, 1985, S. 84.
- (5) ドイツ銀行が新規上場の仲介をした Feldmühle Nobel 社は、それまでフリードリッヒ・フリック管理会社に所属していた(第10表)。なお、この点については本節末で再び取り上げる。
- (6) 「ベンツがハイテクに本格進出、AEGの経営権支配へ—日本や米国を追撃する基盤作りー」,『金融財政』,昭和60年11月25日,10-12ページ;「力強い西独経済・飛躍的目指すハイテク産業—合併、買収など集中化進む」,『同』,昭和61年12月18日,9-11ページ;相沢幸悦,「西ドイツ経済の国際競争力低下と今後の方向性(下)」,『世界経済評論』,Vol. 30, No. 6, 1986年6月,65-67ページ;同,「西ドイツ大銀行の産業との連繋」,『証券経済』,第160号,1987年6月,108-116ページ;「西ドイツ・連邦カルテル庁、ダイムラーベンツ社によるAEG社の買収を条件付で承認」,『公正取引』,No.425, 1986年3月,66ページ;西牟田祐二,「ダイムラーベンツA.G.の成立—ダイムラーベンツ社の成立と展開」,『社会科学研究』第38巻第6号,1987.
- (7) Harmannus Pfeiffer, Das Imperium der Deutschen Bank, Frankfurt/Main, New York, 1987. S. 101.
- (8) Hauptgutachten der Monopolkommission ; V, Tz. 125, 126, 130, 131.
- (9) 鈴木孝之,「西ドイツ競争制限禁止法の論理(八)」,『公正取引』,No.392 1983年6月57及び59ページ。
- (10) Deutscher Bundestag, Drucksache 11/554, 25. 6. 1987, S. 12, 13.
- (11) Hauptgutachten der Monopolkommission ; VI, Tz. 97.
- (12) Pfeiffer, a.a.O., S. 109.
- (13) Ebenda.
- (14) 相沢幸悦,「西ドイツ大銀行の産業との連繋」, 114ページ。
- (15) Pfeiffer, a.a.O., S. 88.
- (16) Ebenda, S. 90, 91.
- (17) Ebenda, S. 91.
- (18) Ebenda, S. 91.
- (19) Ebenda, S. 93-96.

- (20) H. デュルについては以下の日経新聞の記事を参照されたい。「AEGテレフンケン社長／ハインツ・デュル氏—複雑な社内事情に敗北」、日経新聞、1982年9月15日。
- (21) 「ベンツがハイテクに本格進出・AEGの経営権支配へ」、前掲書、12ページ。
- (22) Pfeiffer, a.a.O., S. 96.
- (23) Ebenda, S. 97.
- (24) フリックグループの組織改革については以下を参照した。Flick: Ende eines Imperiums, in: Der Spiegel, Nr. 50, 1985, S. 114–126; Deutsche Bank/Flick, Das Milliardenspiel, in: Wirtschaftswoche, Nr. 51, 1985, S. 126–132. 相沢幸悦、「西ドイツ経済の国際競争力低下と今後の方向性（下）」、67–68ページ。

小 括

小稿では、1970年代以降の企業集中状況とその規制において独占委員会が果たしている一定の役割を明らかにした。とりわけ企業集中については、結合形態ごとの諸特徴を、限定された産業部門ではあるが、把握したつもりである。

この中で本テーマのもとにいくつか明白となった点がある。

第一には、企業集中、資本結合の在り様と競争制限禁止法との間に、相互の関連性があると考えられることである。具体的には、垂直結合規制の強化に伴う水平及びコングロマリット結合の増加であった。今後、特に後者の規制方法が何らかの形で強化されるであろう。

第二に、一番規制が容易と考えられる水平結合の絶対数が依然として増加し続けていることである。結合形態全体の中での比率は低下してはいるものの、この点は一つの問題であろう。特に、現実の集中では、三形態の結合が単独ではなく、相互に絡み合って進行していることが、独占委員会の報告から読み取ることができた。この点で集中規制の有効性を考えるならば、総合的判断が必要となっているといわざるを得ない。

この第二点とも関連し、第三には、企業集中に果たす銀行の役割が問題とならざるをえない。そもそも、銀行の産業持株について、独占委員会は、早い時期からそのコングロマリット的性格を指摘していた。

とりわけ、1980年代半ばからの高株価現象を背景として、ユニバーサル・バンクの証券取引業者としての機能は最大限に発揮された。また、小稿で

は十分確認できなかつたが、水平／垂直結合においても銀行は何らかの関与を行なつてゐると考えられる。というのは、銀行以外に証券会社なるものは西ドイツでは存在しないからである。

もし、西ドイツにおいて銀行の産業持株に規制が加えられることになると、画期的な改正となるであろう。ただし、このことが、ただちに企業集中に対する銀行の努力を削ぐことになるや否やは別の問題である。それについての銀行側の対応がいろいろ考えられるからである。

ともかく、独占委員会が 1978 年の報告書以来 8 年ぶりに、この第三点を大きく取り上げざるを得なくなつた。西ドイツにおける企業集中が「凝集的」であり、相当高次元の規模、質になりつつあるといわざるを得ない。

ただし、このように高度に集中が進む一方で、西ドイツでもハイテク産業部門において、ベンチャー企業の活躍が目立つてきている。この点でも銀行の支援によるものと思われるが本稿では取り上げられなかつた。

また、他にも特定部門（新聞・雑誌）、特定課題（労組、パテント、景気動向と集中等）も同様である。独占委員会の特別報告書の分析と合わせて、今後の課題としたい。

追記) 本稿脱稿後、相沢幸悦氏の次の論稿が発表されたので参照されたい。「ダイムラー・ベンツ社社長交代劇にみるドイツ銀行の産業政策」、「商品先物市場」、1988 年 1 月号、16-21 ページ。